

# 第13回さいたま市環境影響評価技術審議会

## 次 第

平成21年5月7日(木)  
午後2時30分～午後5時30分  
ラフレさいたま 4階 檜

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1)(仮称)さいたま新都心第8-1A街区整備事業  
に係る環境影響評価準備書について

(2)(仮称)さいたま都市計画事業島町西部土地区画整理事業に  
係る環境影響評価準備書について

(3)その他

4 閉 会

### <資料等一覧>

「(仮称)さいたま新都心第8-1A街区整備事業」  
事業概要及び手続状況

「(仮称)さいたま都市計画事業島町西部土地区画整理事業」  
事業概要及び手続状況

さいたま市環境影響評価技術審議会 委員名簿  
座席表

さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿（第3期）

平成19年7月8日～平成21年7月7日まで

氏名	職名	専門分野	担当項目
かつの たけひこ 勝野 武彦	日本大学教授	造園学	生態系、ミグレーション
かわかみ ひでじ 川上 英二	埼玉大学 地圏科学研究センター教授	生産基盤科学	地象、水象、地盤沈下、防災
かわむら きよし 河村 清史	埼玉大学大学院 理工学研究科教授	環境工学	水質、廃棄物
きょうの ひろこ 京野 洋子	独立行政法人 労働安全衛生 総合研究所FIR-研究員	環境衛生	環境衛生、廃棄物
くぼた ひさし 久保田 尚	埼玉大学大学院教授	建設工学	都市交通 都市計画、地域交通、まちづくり
こまつ としこ 小松 登志子	埼玉大学大学院教授	環境工学	水質、土壤環境
さかもと かずひこ 坂本 和彦	埼玉大学大学院 理工学研究科教授	環境制御工学	大気
しのざき みちひこ 篠崎 道彦	芝浦工業大学教授	都市設計	景観、日照障害
すみひろ しょうぞう 住広 尚三	芝浦工業大学名誉教授	通信工学	電波障害
はまの ちかやす 濱野 周泰	東京農業大学教授	造園樹木学	植物
まちだ たけお 町田 武生	埼玉大学名誉教授	生体制御学	動物、自然とのふれあいの場
やすおか まさひと 安岡 正人	東京大学名誉教授	環境工学	騒音、振動
わたなべ いくお 渡辺 征夫	国立保健医療科学院 客員研究員	環境保健学	大気、土壤、悪臭、廃棄物、 温室効果ガス等

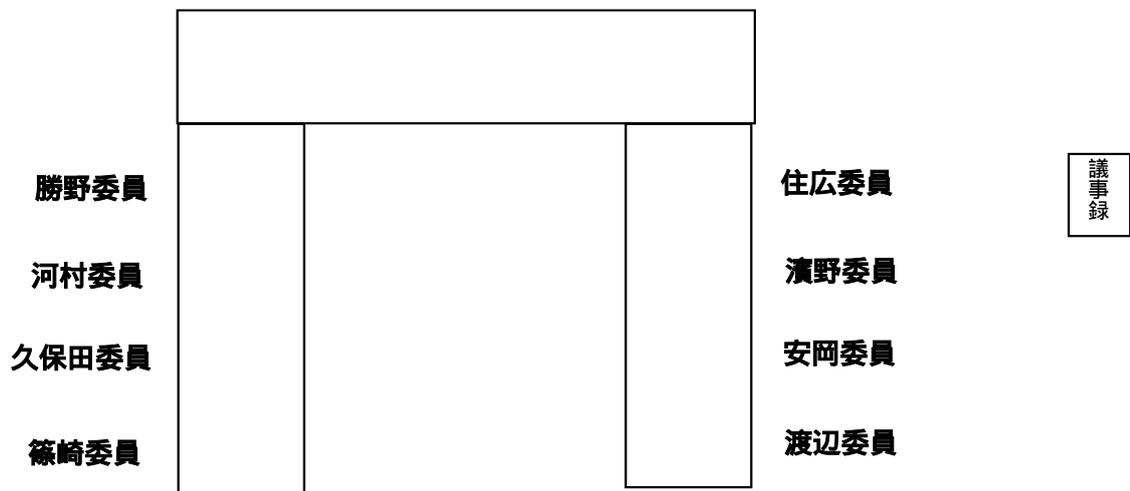
名簿は、五十音順

# 第13回さいたま市環境影響評価技術審議会席次表

日時 平成21年5月7日(木)  
午後2時30分から  
ラフレさいたま4階樓

坂本会長

町田副会長



議事録

事務局 事業者等

事務局 事業者等

事業者等

記者席

事業者等(椅子のみ)

傍聴席(椅子のみ10名)

## 事業概要及び手続状況

平成21年5月7日

対象事業名	(仮称)さいたま新都心第8 - 1A 街区整備事業	
根拠法令	市条例	
都市計画特例の適用	なし	
事業者の氏名・住所	さいたま新都心開発特定目的会社 代表取締役 見上 正美 東京都中央区日本橋本町1 - 9 - 13	
対象事業の種類	高層建築物の建設及び大規模建築物の建設	
実施場所	さいたま市中央区新都心1番2、3、4、5	
事業規模	建物最高高さ 約186m 延床面積 約209,000㎡	
関係市	さいたま市(大宮区、中央区、浦和区)の一部	
調査計画書	調査計画書受理	平成20年 5月21日
	関係地域決定	" 5月21日
	計画書縦覧	" 5月26日～ 6月25日
	意見書提出期間	" 5月26日～ 7月 9日
	第1回委員会	" 6月30日
	意見書概要報告	" 7月23日 (住民等意見書 1通)
	第2回委員会	" 8月 6日
	技術審議会	" 9月 8日
	審議会答申	" 9月19日
	市長意見回答	" 9月22日
準備書	準備書受理	" 11月17日
	準備書縦覧	" 11月25日～ 12月25日
	意見書提出期間	" 11月28日～ 1月15日
	説明会(事業者)	" 12月 7日、8日
	意見書・見解書の写	平成21年 1月16日 (住民等意見書 2通)
	公聴会	(公述申出がなかったため中止)
	第3回委員会	" 3月 3日
	技術審議会	" 5月 7日
	審議会答申	" 月 日
市長意見	" 月 日 (5月16日まで)	
備考		

## 事業概要及び手続状況

平成21年5月7日

<b>対象事業名</b>		(仮称)さいたま都市計画事業島町西部土地区画整理事業
<b>根拠法令</b>		市条例
<b>都市計画特例の適用</b>		あり
<b>事業者の住所・氏名</b>		さいたま市(都市計画決定権者) さいたま市浦和区常盤6-4-4
<b>事業の目的</b>		土地区画整理事業
<b>実施場所</b>		さいたま市見沼区島町西部地区
<b>事業規模</b>		約40ヘクタール
<b>関係市</b>		上尾市の一部
<b>調査計画書</b>	調査計画書受理	平成19年11月20日
	関係地域決定	" 11月30日 (関係市:上尾市)
	計画書縦覧	平成20年 1月21日～ 2月20日
	意見書提出期間	" 1月21日～ 3月 5日
	第1回委員会	" 3月11日
	意見書概要報告	" 4月24日 (住民等意見書なし)
	第2回委員会	" 5月26日
	技術審議会	" 6月 5日
	審議会答申	" 6月20日
	市長意見回答	" 6月23日
<b>準備書</b>	準備書受理	" 11月25日～
	準備書縦覧	" 11月28日～ 平成21年1月5日
	意見書提出期間	" 11月28日～ 平成21年1月19日
	説明会(事業者)	" 12月13日
	意見書・見解書の写	平成21年 1月29日 (住民等意見書なし)
	公聴会	(公述申出がなかったため中止)
	第3回委員会	" 2月23日
	技術審議会	" 5月 7日
審議会答申	" 月 日	
市長意見	" 月 日 (5月29日まで)	
<b>備考</b>		

第 1 3 回

さいたま市環境影響評価技術審議会

平成 2 1 年 5 月 7 日 ( 木 )

さいたま市環境対策課

午後2時35分 開会

小泉課長 それでは、大変長らくお待たせいたしました。ただいまから、第13回さいたま市環境影響評価技術審議会を始めさせていただきます。

本日司会を務めさせていただきます環境対策課長の小泉でございます。よろしくお願いいたします。

まず、議事に先立ちましてさいたま市代田環境局長からごあいさつをさせていただきます。

代田局長 さいたま市環境局長の代田でございます。

本日、委員の皆様には大変お忙しい中、また天候が非常に不安定な中お集まりいただきましてありがとうございます。

今年度、本市でございますけれども、子育て支援、それから安心・安全なまちづくり、環境、この3つをキーワードに掲げまして、市政の重要課題としているところでございます。とりわけ、環境につきましては、地球温暖化対策を推進するということで、再生可能なエネルギーへの転換や自動車の排出ガスの低減、このようなことに積極的に取り組んでいきますとともに、本年4月1日にはさいたま市生活環境の保全に関する条例を新たに施行したところでございます。環境影響評価制度につきましては、本市が環境と共生しつつ、将来にわたって発展していくためにも、今後ますますその役割が重要になってくるものと考えているところでございます。

本日は、さいたま新都心第8-1A街区整備事業、またさいたま都市計画事業島町西部地区区画整理事業、この2件につきまして準備書のご審議をいただくところでございますので、どうぞご忌憚のないご意見をいただく中で、慎重なご審議をお願いしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、始まりのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

小泉課長 それでは、年度始めでございますので、本日ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。

会長の埼玉大学大学院教授、坂本和彦様でございます。

坂本会長 坂本です。よろしくお願いいたします。

小泉課長 副会長の埼玉大学名誉教授、町田武生様でございます。

町田委員 町田でございます。よろしくお願いいたします。

小泉課長 日本大学教授、勝野武彦様でございます。

勝野委員 勝野でございます。よろしくお願いいたします。

小泉課長 埼玉大学大学院教授、河村清史様でございます。

河村委員 河村です。よろしくお願いいたします。

小泉課長 埼玉大学大学院教授、久保田尚様でございます。

久保田委員 どうぞよろしくお願いいたします。

小泉課長 芝浦工業大学教授、篠崎道彦様でございます。

篠崎委員 篠崎です。よろしくお願いいたします。

小泉課長 東京大学名誉教授、安岡正人様でございます。

安岡委員 安岡です。よろしくお願いいたします。

小泉課長 国立保健医療科学院、客員研究員、渡辺征夫様でございます。

渡辺委員 渡辺です。

小泉課長 濱野先生は間もなくお見えになると思います。芝浦工業大学の住広先生はちょっと連絡がとれておりません。

なお、事前に川上先生、京野先生、小松先生、本日ご欠席のご連絡をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、市の職員を紹介させていただきます。

先ほどごあいさつをさせていただきました環境局長の代田でございます。

代田局長 どうぞよろしくお願いいたします。

小泉課長 続きまして、環境共生部次長の依田でございます。

依田次長 依田でございます。よろしくお願いいたします。

小泉課長 続きまして、環境対策課副参事の昆野でございます。

昆野副参事 昆野でございます。よろしくお願いいたします。

小泉課長 次に、事業者側といたしましては、さいたま新都心第8 - 1 A街区整備事業を行う三菱地所株式会社、株式会社新日鉄都市開発、大栄不動産株式会社、鹿島建設株式会社のほか、コンサルタント会社の方にもご出席をいただいております。出席者のご紹介は、出席者名簿でかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、事務局は環境局環境共生部環境対策課で務めさせていただきます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

まず、(仮称)さいたま新都心第8 - 1 A街区整備事業に関する資料として、(仮称)さいたま新都心第8 - 1 A街区整備事業に係る環境影響評価準備書・資料編がございます。

資料1といたしまして委員会意見、資料2といたしまして意見概要及び事業者見解書につい

て、資料3、事業概要及び手続状況、資料4、技術審議会答申〔調査計画書〕、これがさいたま新都心第8 - 1 A街区整備事業に関する資料でございます。

続きまして、(仮称)さいたま都市計画事業島町西部土地区画整理事業に関する資料といたしましては、(仮称)さいたま都市計画事業島町西部土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書、資料5といたしまして予測・評価結果要旨、資料6といたしまして委員会意見、資料7といたしまして事業概要及び手続状況、資料8といたしまして技術審議会答申〔調査計画書〕となっております。

このほかに、技術審議会委員名簿、各委員会委員名簿、そして本日の出席者名簿、座席表を配付させていただいております。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、審議会規則の規定によりまして、議長となります坂本会長に以降の進行をお願いしたいと思います。坂本先生、よろしく申し上げます。

坂本会長 それでは、議事に先立ちまして、本日の会議の出席者数について確認をさせていただきたいと思っております。事務局から報告をお願いします。

市川主査 本日の会議は、委員総数13名のうち9名の方のご出席をいただいておりますので、審議会規則第3条の規定によりまして、会議が成立していることをご報告いたします。

坂本会長 ありがとうございます。

今お話のように13名のうち9名が出席をしてございますので、成立しているということでございます。

これから議事に入るわけでございますけれども、公開かどうかのご議論をいただかないといけません、事務局のほうから説明ください。

市川主査 本審議会は、さいたま市審議会等の会議の公開に関する指針により、原則公開することとなっております。ただし、同指針の規定により、この後読み上げさせていただきます事項に該当するおそれがあると認めるときは、会議の全部または一部を非公開とすることができます。

この非公開に該当する要件ですが、1つ目といたしまして、法令または条例の定めにより公にすることができない場合。2つ目としまして、個人または法人の権利、利益を害するおそれがある場合。3つ目といたしまして、公共安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある場合などとなっております。

なお、公開・非公開の決定は審議会の会長が当審議会に諮って行うものとなっておりますの

で、よろしく願いいたします。

坂本会長 ありがとうございます。

ただいまお話がありましたけれども、法令または条例の定めによる場合、個人または法人の権利、利益を害するおそれのある場合、公共安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある場合などの条件がございますけれども、本日の審議内容はこの非公開とする会議には該当しないと思いますので、公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

坂本会長 ありがとうございます。それでは、公開とさせていただきますので、傍聴者を会場に入れてください。お願いします。

(傍聴者入室)

坂本会長 それでは、議事に入らせていただきます。

議題の1点目、(仮称)さいたま新都心第8-1A街区整備事業に係る環境影響評価準備書について、まず事務局から説明をお願いします。

武井課長補佐 それでは、事務局から説明させていただきます。失礼して、座ったままでご説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の資料の資料3をごらんください。

(仮称)さいたま新都心第8-1A街区整備事業の事業概要及び手続状況となっております。

本市の環境影響評価の条例では、高さ100メートル以上の高層建築物、それから延べ床面積10万平方メートルの大規模建築物、これについて対象事業となっております。この事業は、建物の最高高さ186メートル、延べ床面積が217,000平方メートルとなっております。

次に、調査計画書についてですが、調査計画書は平成20年5月21日に受理しております。その後、5月26日から約1カ月間、図書を縦覧しております。環境保全上の意見を有する者からの意見として風害に係る意見、これは準備書の101ページに記載がございますが、住民意見として1通をいただいております。委員会を2回開催した後、9月8日に審議会を開催いたしまして、9月19日に審議会の答申をいただいております。その答申をもとにいたしまして、市長意見を9月22日に事業者へ回答しております。

準備書につきましては、11月25日から約1カ月間、図書の縦覧をしております。事業者の説明会が12月7日と8日です。公聴会につきましては、後日申し出がなかったため中止しております。環境保全上の意見を有する者からの意見として2通の意見書をいただいております。意見書につきましては、恐れ入りますが、ちょっと戻っていただきまして、資料の2をごらんく

ださい。

資料の2は、意見概要及び事業者見解についてとなっております。この書面は、評価書に添付する書面でございます。内容としましては、1点目については、日照に対するご心配の意見です。また、一番下の段、「また、」から下の部分は、埼玉県知事、さいたま市長の考えもお聞かせ願いたいというご意見でございますので、これにつきましてはさいたま市の所管でありますサッカーミュージアム準備室のほうで市、県の考え方について、この方にご説明をしております。準備書の中で天空図による調査予測地点としている地点付近にお住まいの方からの意見でございます。

もう一つ、2つ目が抜け道、市道20248号線を工事車両が通過するのではないかとのご心配のご意見です。これにつきましては、次の1ページめくっていただいて、資料2地点図というのをごらんいただきますと、もともと新都心からの工事車両につきましては、東西大通りを通って産業道路に直に行くルートが計画されております。したがって、中ほどの市道20248号線につきましては赤線で示しておりますが、これは鴻沼用水のわきにある道なんです、このルートを使用する予定ではありません。この件につきましては、工事関係者にこのことを徹底することによって、問題は生じないものではないかと考えております。

それから、一番右側に日影についての下に赤い丸がついておりますが、ここが天空図に係る調査予測地点となっております。

事務局からの説明は以上でございます。準備書の内容につきましては、特定目的会社からご説明をお願いしたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

坂本会長 今、濱野委員がおいでになりましたので、ちょっと紹介をいただきたいと思っております。

濱野委員 濱野でございます。おくれて参りまして申しわけございません。よろしく願いいたします。

坂本会長 それでは、続けてお願いいたします。

事業者 それでは、環境影響評価準備書の内容についてご説明をさせていただきます。

大変お手数ではございますが、お手元でございます準備書の本編と資料編をお借りながらご説明させていただきます。

まず、今回の事業概要についてでございます。

まず、準備書の3ページ以降に対象事業の目的及び概要について記述がございますが、先ほ

どご説明がございましたとおり、既に審議を経ております調査計画書におきまして示した内容  
と大きな変更はございません。

ただし、調査計画書に対する市長意見により、追加記述となった部分がございますので、  
それらについてご説明いたします。

準備書の7ページをごらんください。

7ページの建築計画の表に建築面積及び建物用途別の延べ床面積並びに容積率について追記  
し、容積率に関しては注釈を記載いたしました。

また、11ページをごらんください。

11ページの供給施設計画の(5)熱源につきましては、高層棟、低層棟における熱源施設の  
概要について記載いたしました。

さらに、16ページをごらんください。

16ページには、緑化計画図を記載しております。

以上が市長意見により、新たに追加となった部分でございます。

次に、工事計画についてご説明いたします。

工事工程については、17ページ目をごらんください。

表2-3にお示ししてありますように平成22年2月より準備工事を開始し、山留工事、杭工  
事、土工事、地下躯体工事、地上躯体工事、設備・仕上げ工事、外構工事を経て、平成25年2  
月の完成を予定しております。工期はおよそ37カ月を予定しております。

21ページをごらんください。

資材運搬等の車両の主要な走行経路は、計画地周辺の進路網の現況を踏まえまして、往路・  
復路ともに県道215号及び主要地方道56号さいたまふじみ野所沢線を経由いたしまして、西側  
の国道17号と東側の産業道路と呼ばれております主要地方道35号川口上尾線を利用する経路を  
想定しております。特に、大型車両の走行経路については、道路状況等を考慮し、西大通りは  
極力大型資材運搬等の車両を低減するよう指導に努めます。

これ以降の第3章 地域特性、第4章 関係地域、第5章 意見を有する者の意見の概要、  
第6章 調査計画書についての市長の意見、第7章 意見についての事業者の見解につきます  
ては、本審議会での説明は省かせていただき、第8章の環境影響評価の調査項目及び調査方法  
以降の内容についてご説明をさせていただきます。

飛びまして、111ページをごらんください。

本環境影響評価におきましては、表に示しますように大気質、騒音、振動、水象、景観、日

照障害、電波障害、風害、廃棄物等、温室効果ガス等、コミュニティ、地域交通の12項目を環境影響評価項目として選定し、環境調査、予測評価を行いました。

それでは、第10章の流れに沿って、項目ごとにご説明いたします。

まず、大気質についてご説明いたします。141ページの表をごらんください。

141ページ、まず市長意見を反映いたしまして、供用後の施設の稼働に係る調査項目として、駐車場からの排ガスの影響を考慮し、浮遊粒子状物質並びに非メタン炭化水素を追加しております。

158ページをごらんください。

今回の工事中の建設機械の稼働に伴う大気質への影響につきましては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度の変化の程度を予測いたしました。

159ページをごらんください。

予測対象時期は、建設機械に伴う大気質への影響が最大となる時期とし、建設機械を燃料消費量が最大になる工事開始18カ月から29カ月ごろ1年間を対象といたしました。この期間の建設機械の種類及び稼働台数は、表10の1 - 17に示すとおりでございます。排出源は160ページに示すように、点煙源を計画地内に等間隔に設定いたしました。

161ページをごらんください。

気象条件は、現地調査の結果、計画地での風向の予測と同様の傾向が確認された衛生研究所測定局の平成18年度の風向、風速データを用いることといたしました。また、大気質のバックグラウンド濃度には、計画地における現地調査結果と傾向が類似している衛生研究所測定局、大宮測定局の年平均値の最近5カ年平均地を用いることといたしました。

165ページをごらんください。

工事中の資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響については、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度の変化の程度を予測いたしました。167ページに、大気質予測地点を示しております。資材運搬等の車両の主要走行経路の県道の地点を計測地点としております。

168ページをごらんください。

予測対象時期は、工事中の資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響が最大となる時期といたしました。予測対象時期における資材運搬等車両台数及び工事中交通量は、表の10の1 - 20に示すとおりでございます。工事中交通量は、周辺での開発する計画を考慮した上で、基礎交通量に資材運搬等の車両台数を加えて算出いたしました。また、走行速度及び排出係数については、169ページの表10の1 - 21に示すとおり設定いたしました。気象条件及びバックグ

ラウンド濃度については、建設機械の稼働に伴う大気質への影響の予測と同様の設定としております。

172ページをごらんください。

建設工事に伴う大気質への影響については、粉じん量の程度を予測いたしました。

174ページをごらんください。

174ページに示しますように、作業単位を考慮した建設機械の組み合わせは、掘削工事時期である工事開始8～19カ月のうち、最盛期の8～13カ月目といたしました。気象条件は、建設機械の稼働に伴う大気質への影響の予測と同様とし、建設工事に伴う粉じんの発生源の範囲は、175ページの図10の1～13に点線で示しております。

178ページをごらんください。

供用後の施設の稼働に伴う大気質への影響につきましては、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び非メタン炭化水素の濃度の変化の程度を予測いたしました。

180ページをごらんください。

予測対象時期は、供用後の施設の稼働が定常状態となる時期とし、表10の1～27、熱源施設の仕様及び排出条件を、また181ページの表の10の1～28に駐車場を利用する車両の施設別の車両発生台数、表10の1～29に駐車場からの排出ガスの排出条件を示しております。

182ページをごらんください。

気象条件、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度は、前述の建設機械の稼働に伴う大気質への影響の予測と同様の設定とし、非メタン炭化水素のバックグラウンド濃度は現地調査結果を用いました。排出源の位置は、183ページに熱源設備の排出口と駐車場排気ガラーについて示しております。

188ページをごらんください。

供用後の自動車交通の発生に伴う大気質への影響につきましては、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び非メタン炭化水素の濃度の変化の程度を予測いたしました。

189ページをごらんください。

予測地点は、工事中の資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響と同様とし、予測対象時期は供用後の施設の稼働が定常状態となる時期といたしました。予測対象時期における発生集中車両台数及び将来交通量は、表の10の1～31に示すとおりでございます。将来交通量は、周辺での開発計画を考慮した上で、将来基礎交通量に本事業の発生集中交通車両台数を加えて算出いたしました。また、走行速度及び排出係数については、次の190ページの表10の1～32

に示すとおり設定いたしました。気象条件、バックグラウンド濃度については、供用後の施設の稼働に伴う大気質への影響と同様の設定としております。

これらの予測条件に基づいた予測結果並びに評価結果については、193ページ以降に示しております。項目ごとに予測結果を踏まえた評価結果についてご説明いたします。

まず、工事中の建設機械の稼働に伴う大気質の影響については、194ページの各表をごらんください。

工事最盛期の二酸化窒素の日平均値の年間98%値は、最大付加濃度が出現した計画地西側敷地境界において0.05833ppmであり、同様に浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は、1立方メートル当たり0.08857ミリグラムと予測され、いずれも環境基準を下回ると評価いたします。

次に、工事中の資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響については、196ページ、197ページをごらんください。

工事最盛期における道路と敷地の官民境界での二酸化窒素の日平均値の年間98%値と浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が、いずれもすべての予測地点において環境基準を下回ると評価いたします。

また、建設工事に伴う大気質への影響については、199ページをごらんください。

建設工事に伴う粉じん量は、計画地西側敷地境界の最大付加濃度出現地点において、面整備事業環境影響評価技術マニュアルの指標値を下回ると評価いたします。

供用後の施設の稼働に伴う大気質への影響については、201ページをごらんください。

二酸化窒素の日平均値の年間98%値は、最大付加濃度が出現した計画地西側敷地境界において0.05741ppmであり、同様に浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は1立方メートル当たり0.08717ミリグラムと予測され、いずれも環境基準を下回ると評価いたします。

202ページをごらんください。

非メタン炭化水素の3時間平均値が最大付加濃度の出現地点において0.13259ppmと予測され、炭化水素に係る指針値を下回ると評価いたします。

次に、供用後の自動車交通の発生に伴う大気質の影響については、204と205ページをごらんください。

道路と敷地の官民境界での二酸化窒素の日平均値の年間98%値と浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が、いずれもすべての予測地点において環境基準を下回ると評価いたします。

また、206ページに示しますように、非メタン炭化水素の3時間平均値も同様に、すべての予測地点において炭化水素に係る指針値を下回ると評価いたします。

なお、工事につきましては、可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用することなどにより、また供用後につきましては駐車場利用車両のアイドリングストップの周知を行うことなどにより、大気質への影響低減に努めます。

続きまして、騒音についてご説明いたします。

215ページをごらんください。

工事中の建設機械の稼働に伴う騒音への影響については、敷地境界における建設作業騒音レベルの予測といたしました。

216ページをごらんください。

予測対象時期は、建設機械の稼働に伴う騒音の影響が最大と考えられる時期として、建設機械の稼働台数が最大となる工事開始8カ月目といたしました。建設機械の種類、稼働台数及びパワーレベルは、表10の2 - 4に示すとおりでございます。

217ページには、予測対象時期の建設機械の配置と仮囲いの位置を示しております。

220ページをごらんください。

工事中の資材運搬等の車両の走行に伴う騒音への影響については、騒音の変化の程度を予測いたしました。

221ページに示しますように、予測地点は計画地周辺の沿道5地点、予測対象時期は資材運搬等の車両の走行台数が最大となる工事開始23カ月目の時期といたしました。資材運搬等車両台数及び工事中交通量、走行速度の設定は、大気質における設定と同様でございます。

223ページをごらんください。

供用後の施設の稼働に伴う騒音への影響につきましては、敷地境界における騒音の変化の程度を予測いたしました。予測対象時期は、供用後の施設の稼働が定常状態となる時期とし、設備機器の種類、稼働台数等により音源を設定いたしました。

226ページをごらんください。

供用後の自動車交通の発生に伴う騒音への影響については、騒音の変化の程度を予測いたしました。予測地点は、計画地周辺の沿道5地点、予測対象時期は供用後の施設の稼働が定常状態となる時期といたしました。発生集中交通車両台数及び将来交通量、走行速度の設定は、大気質における設定と同様でございます。

評価結果についてご説明いたします。工事中の建設機械の稼働に伴う騒音への影響については、230ページをごらんください。

敷地境界において建設作業騒音レベルが最大となる西側敷地境界においても、70デシベルと

予測され、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を下回ると評価いたします。

工事中の資材運搬等の車両の走行に伴う騒音への影響については、232ページをごらんください。

道路と敷地の官民境界での資材運搬車両の走行に伴う騒音レベルは、最大でも58デシベルと予測され、予測地点すべてにおいて環境基準を下回ると評価いたします。

供用後の施設の稼働に伴う騒音への影響については、234ページをごらんください。

設備機器の稼働による計画敷地境界における騒音レベルは、いずれの時間帯においても敷地境界における規制基準を下回ると評価いたします。

供用後の自動車交通の発生に伴う騒音への影響は、236ページをごらんください。

道路と敷地の官民境界での自動車交通の発生に伴う騒音レベルは、いずれの時間帯においても予測地点すべてにおいて環境基準と同等、または下回ると評価いたします。

なお、工事中には可能な限り低騒音型、低振動型の建設機械を使用するように努めることなどにより、また供用後には各施設において騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守する施設計画とすることにより、騒音への影響の低減に努めます。

続きまして、振動についてご説明いたします。244ページをごらんください。

工事中の建設機械の稼働に伴う振動への影響については、敷地境界における建設作業振動の程度を予測しました。

245ページをごらんください。

予測対象時期は、騒音と同様に建設機械の稼働台数が最大となる工事開始8カ月目とし、建設機械の種類、稼働台数及び振動レベルは表10の3 - 4に示すとおりでございます。

246ページには、予測対象時期の建設機械の配置を示しております。

249ページをごらんください。

工事中の資材運搬等の車両の走行に伴う振動への影響については、振動変化の程度を予測しました。

250ページに示しますように、予測地点は計画地周辺の沿道5地点、予測対象時期は資材運搬等の車両の走行台数が最大となる工事開始23カ月目の時期と予測しました。資材運搬等車両台数及び工事中交通量、走行速度の設定は大気質における設定と同様でございます。

252ページをごらんください。

供用後の自動車交通の発生に伴う振動への影響については、振動の変化の程度を予測いたしました。

253ページに示しますように、予測地点は計画地周辺の沿道5地点、予測対象時期は供用後の施設の稼働が定常状態となる時期といたしました。発生集中車両台数及び将来交通量、走行速度の設定は大気質における設定と同様でございます。

評価結果については、255ページ以降に示しております。工事中の建設機械の稼働に伴う振動への影響については、建設機械の稼働に伴う振動レベルが敷地境界において最大62デシベルと予測され、振動規制法施行規則の特定建設作業の規制に関する基準を下回ると評価いたします。

257ページをごらんください。

工事中の資材運搬等の車両の走行に伴う振動への影響については、道路と敷地の官民境界での資材運搬等の車両走行時の振動レベルが、いずれの時間帯においても予測地点すべてにおいて振動規制法施行規則の基準を下回ると評価いたします。

259ページをごらんください。

供用後の自動車交通の発生に伴う振動への影響については、道路と敷地の官民境界での自動車交通の発生に伴う振動レベルが、いずれの時間帯においても予測地点すべてにおいて振動規制法施行規則の基準を下回ると評価いたします。

なお、工事中については、可能な限り低騒音型、低振動型の建設機械を使用するように努めることなどにより、また供用後については来場者に対し、公共交通機関の利用を促すことにより、振動への影響の低減に努めます。

続きまして、水象についてご説明いたします。

261ページをごらんください。

工事中における掘削工事に伴う地下水への影響を予測、評価するために、地下水の水位及び水脈、地形、地質の状況等について調査を行いました。現地ボーリング調査結果について、270ページ、271ページ、272ページにまとめましたが、271ページの図10の4 - 6の(1)をごらんください。

計画地及び周辺における帯水層といたしましては、上限の分布深度がG・Lから約マイナス3.4メートルからおよそマイナス7.0メートルであります朱色で示した第1砂質土層と、G・Lが約マイナス37.8メートルから約マイナス40.4メートルである緑色で示しました第1礫質土層と考えられます。

276ページをごらんください。

本事業による掘削工事は、G・L約マイナス14メートルまで掘削を行いますため、第1砂質

土層からは地下水の湧出が懸念されますが、事前に遮水性の高い山留壁を透水性の低い第1粘性土層まで根入れして、帯水層からの地下水の湧出を抑制し、湧出水が山留壁外側の地下でリチャージすることから、山留壁周辺の水位を著しく低下させることはないと予測しております。

続きまして、景観についてご説明いたします。

282ページをごらんください。

こちらに示します主要な眺望地点としてソニックシティ、氷川神社参道、合併記念見沼公園、下落合環境空間緑道、八王子公園の5地点からフォトモンタージュを作成し、眺望景観の変化を予測評価いたしました。

290ページから294ページをごらんください。

各眺望地点からの眺望景観によりますと、290ページのように計画建物がさいたま新都心地区の高層建築物群の一つとして出現したり、292ページなどのように視野に占める計画建物の面積が小さいことなどから、景観資源に対する直接的な改変等の影響はなく、景観資源としての価値を損なうような間接的な影響もないと評価いたします。

なお、建物の意匠計画に十分配慮することで、魅力的な都市空間の形成を図ります。

続きまして、297ページの日照障害についてご説明いたします。

日照障害につきましては、市長意見を反映いたしまして、対象事業の実施区域周辺の建築物等を含む複合日影に留意し、時刻別日影図、等時間日影図のほかに全天空図による予測、評価を行いました。天空写真の撮影地点は、298ページをごらんください。

計画地北西側約200メートルのこの撮影地点を予測地点としております。予測結果は、304ページをごらんください。

予測地点におきまして、計画建物により春秋分には約1時間、冬至日には約1.2時間、日影を生じるものと予測しております。

次に、307ページをごらんください。

この等時間日影図に示すように、冬至日の真太陽時8～16時において、図中紫色の準工業地域に計画建物により発生する日影時間は2時間未満と予測されることから、建築基準法における日影規制の基準を満たしております。

なお、等時間日影の影響を受ける範囲ができる限り小さくなるよう、計画建物を高層化し、日影の影響に配慮した計画としたことから、日影の影響は実行可能な範囲でできる限り低減されていると評価いたします。

続きまして、電波障害についてご説明いたします。

調査計画書に関する市長意見におきまして、新タワーの事業内容及び電波送信までのスケジュールを本事業の工事計画等と関連させて記載することとございましたので、お手数ではございますが、資料編の265ページに当該のスケジュールを記載しておりますので、まずそちらの265ページの表6の2 - 2をごらんいただけますでしょうか。資料編のほうでございます。

この資料編の265ページ、表の6の2 - 2でございますが、地上アナログ放送は平成23年、西暦でいいますと2011年7月24日に終了する予定であり、この時点での計画建物の状況は地上躯体工事が始まったところでございます。そのため、高層棟の低層部しか立ち上がっていないと考えられます。

したがって、またちょっとお手数でございますが、本編の333ページに戻っていただけますでしょうか。本編の333ページなどで示しておりますが、地上アナログ放送への計画建物によるテレビ電波受信への影響は、今説明しましたスケジュールの関係から、影響はないものと予測いたします。

次に、地上デジタル放送につきましては、338ページに示しております。この338ページに示しますとおり、現東京タワーからの電波については北北西の方向に、テレビ埼玉からの電波については北東方向に、また衛星放送につきましては339ページに示しますように北北東の方向に、それぞれ遮へい障害が発生すると予測いたします。

347ページをごらんください。

今回予測対象としたテレビ電波に対し、計画建物によるテレビ電波障害が発生した場合には、高層建築物による受信障害解消についての指導要領、これに基づきまして適切な対応を講じることにより、計画建物によるテレビ電波障害の影響は解消されるものと考えます。

また、市長意見にありました工事中に予想される電波障害にかかわる対策として、工事中に高所に設置されるクレーンについては、クレーン未使用時においてブームを電波到来方向に向けるなど、極力テレビ電波に影響を与えないように配慮するなどにより、テレビ電波への受信状況の影響の低減に努めることといたします。

続きまして、風害についてご説明いたします。

354ページと355ページをごらんください。

風洞実験により平均風速、最大風速などの風の変化の程度及び変化する地域の範囲を予測いたしました。予測条件として、衛生研究所測定局の最近10年間の風向、風速データを用いました。また、風洞実験で使用する模型は、計画地を中心とした半径約500メートルの範囲について、500分の1の縮尺で作成しております。

なお、今回の実験において設定した防風植栽の位置は、図の10の8 - 6に示すとおりでございます。

358ページをごらんください。

評価は、表10での8 - 2に示す風工学研究所が提案しております風環境評価基準により行いました。風洞実験の結果、計画建物建設前の風環境の状況は360ページに示すとおりでございます。これに計画建物の模型を追加して、風洞実験を行った結果は361ページに示すとおりでございます。低中層市街地相当の風環境である青色の領域Bから中高層市街地相当の風環境である黄色の領域Cに係る地点が計画地北西側交差点付近に1点ございます。

362ページをごらんください。

風環境がこの領域Cとなった計画地内北西角付近に植栽による防風対策を行うことにより、領域Bに風環境が改善されると予測いたします。また、先ほど冒頭で16ページの図の2 - 7で示しましたように、計画地内の接道部には植栽を適切に配置するなどにより、風害の影響の低減に努めます。

続きまして、365ページをごらんください。廃棄物等についてご説明いたします。

廃棄物は、建設工事に伴う廃棄物等について、供用後の施設の稼働に伴う廃棄物について、それぞれ原単位を用いて排出量等を予測し、処理方法等について評価を行いました。

372ページをごらんください。

建設工事に伴う廃棄物排出量等の予測結果は、表10の9 - 10に示すとおりであり、廃棄物排出総量に対して廃棄物排出抑制量の割合は7.4%、資源化率は31.4%と考えられます。

また、373ページの表10の9 - 11に示すとおり、建設汚泥の再資源化・縮減率は80%と考えられ、表10の9 - 12に示すとおり建設残土の有効利用率は85%と考えられます。

375ページをごらんください。

供用後の施設の稼働に伴う廃棄物の発生量は、1日当たり約6.4トンと予測いたします。

なお、最下行にございますように、本事業では屋根降雨水の一部を地下水槽に貯留し、再利用する計画でございます。

376ページをごらんください。

評価結果の回避・低減の観点の項にありますとおり、建設工事に伴う廃棄物の影響については、分別処理・不要材の減量及び再資源化の促進に努めるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る許可を受けた処分地に運搬して適正な処理・処分を行うことなどにより、廃棄物などへの影響の低減を図ります。

378ページをごらんください。

供用後の施設の稼働に伴う廃棄物の影響については、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例に準拠して、その削減と再利用可能品を分別回収するよう、施設利用者への周知を図り、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図るとともに、廃棄物保管場所等を適切に設置するなどにより、廃棄物等への影響の低減に努めます。

続きまして、温室効果ガスについてご説明いたします。

379ページをごらんください。

供用後の施設の稼働に伴う温室効果ガス等の影響については、二酸化炭素の排出量を予測し、排出量削減の状況について検討いたしました。

380ページをごらんください。

こちらに示しました施設用途別エネルギー消費原単位や温室効果ガス排出量原単位などを用いて、本事業における二酸化炭素の排出量を算出いたしました。二酸化炭素の排出量の予測結果は、381ページの表10の10 - 4 に示すとおり、年間で約1万7,000トンと予測いたします。

383ページをごらんください。

本事業では、温室効果ガス排出量の低減対策として、Low-eペアガラス採用などによる日射熱取得削減、屋上の一部緑化による屋根断熱性の向上、高効率冷暖房機器の採用などを検討し、温室効果ガスの排出量の低減に努める計画でございます。

続きまして、コミュニティについてご説明いたします。供用後の施設の稼働に伴うコミュニティ施設への影響等について、予測評価を行いました。

386ページに示しますように、計画地に最も近いコミュニティ施設である下落合コミュニティセンターを予測評価の対象としております。

391ページをごらんください。

本事業の実施による既存のコミュニティ施設に対する直接的な改変等の影響はなく、コミュニティ施設までの利用経路についても、供用後の関連車両の主要走行経路とは異なるため、コミュニティ施設の利用経路に与える影響は小さいと考えられます。これらのことから、供用後の施設の稼働に伴う既存のコミュニティ施設への影響は回避されているものと評価いたします。

続きまして、地域交通についてご説明いたします。393ページをごらんください。

工事中における資材運搬等の車両の走行及び供用後の自動車交通の発生に伴う周辺の交通量の変化の程度を予測、評価するために、自動車交通の状況等を調査いたしました。

395ページをごらんください。

二重丸で示しました計画地周辺の主要な道路の交差点3地点におきまして、休日、平日の各24時間、一重丸で示しましたその他の交差点は3地点において平日、休日の各12時間、現況の交通量調査を行いました。

412ページの表10の12 - 6をごらんください。工事中の予測評価に当たりましては、現況の交通量に周辺での開発計画による交通量を加味した工事中基礎交通量に資材運搬等の車両台数を付加した工事中交通量を算定し、ピーク時における周辺交差点での交差点需要率を求めています。

なお、予測対象時期は資材運搬等の車両の走行台数が最大となる工事開始23カ月目といたしました。

418ページの表10の12 - 9をごらんください。

供用後の予測、評価に当たりましては、現況の交通量に周辺での開発計画による交通量を加味した将来基礎交通量に供用後の自動車交通量を付加した供用後の交通量を算出し、ピーク時における周辺交差点での交差点需要率を求めています。

なお、予測対象時期は供用後の施設の稼働が定常状態となる時期といたしました。

大変申しわけございませんが、4ページほど戻っていただきまして、414ページをごらんください。

414ページでございますが、工事中の資材運搬等の車両の走行に伴うピーク時の交差点需要率は、予測したすべての交差点におきまして交通量の処理が可能とされる0.9を下回っております。

422ページ、423ページをごらんください。

供用後の自動車交通の発生に伴うピーク時の交差点需要率は、平日、休日ともに予測したすべての交差点において交通量の処理が可能とされる0.9を下回っております。

なお、工事中の車両は適正な運行計画による管理を行い、搬出入車両が集中しないようにしております。供用後は、計画地内にさいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例により、附置義務台数以上の駐車台数を確保するなどにより、周辺交通への影響の低減に努めます。

以上、ご説明いたしましたとおり、本事業に係る環境影響評価の結果は、12項目すべてにおいて整合を図るべき基準、目標等との整合が図られていると考えております。本事業の実施に当たっては、さらなる影響の低減に努め、周辺地域の環境の保全に適切に配慮いたします。

最後に、事後調査の計画についてご説明いたします。事後調査項目は459ページ、460ページの表をごらんください。



て、平成24年春に現東京タワーから新タワーへの電波送信の変更が予定されていると。現段階では、新タワーの電波送信スペックは公表されていないこと及び、新タワーの開業前に計画建築物の高層棟が立ち上がることを前提としていることから、本準備書では現東京タワーを対象として電波障害に係る環境影響評価を行っている。記載内容としては、特に問題となるところはない。

電波送信位置の変更による電波障害対策を考えると、今回の事例は非常に特殊であり、計画建築物の高層棟の建設と新タワーの開業が平成24年のほぼ同時期に重なるというものである。それぞれの事業の進捗状況によっては、電波障害の原因がこの建築物によるものなのか、または送信位置の変更によるものなのか特定することが困難となる。また、計画どおり高層棟が立ち上がった場合に、新タワーの電波に対する障害は、この建築物だけではなく、周辺の建築物との複合影響として生じることになる。したがって、新タワーの送信位置への変更に伴う電波障害対策は、計画建築物単独の対応だけではなく、この問題に関する情報を共有した上で、新都心全体の問題として対処することが望まれるということでございます。

ちょっと補足させていただくと、計画建築物以外の既存の建築物については、現タワーからの電波障害の対策をもう既に行っているということで、新タワーに対してそれをどうするかということ全体として考えてほしいという要望でございます。

次、4番、廃棄物等ということですが、表10の9 - 10建設工事に伴う廃棄物排出量等の予測結果。この表の上欄に掲げる「廃棄物排出抑制量」を同表の左欄にまとめることにより、記載内容の整合を図ること。やや具体的に書いてございます。

表10の9 - 12建設残土の発生量及び有効利用量ということで、表中、建設残土の有効利用率は85%とある。残り15%、約2万7,000立方メートルに相当する建設残土の処分方法を明らかにすること。

それから、雨水の再利用状況、ページ375ですが、及び評価結果について、雨水の再利用計画を具体的に示すこと。評価はその計画の内容を踏まえて行うことということです。

次が温室効果ガスの評価結果です。

建築物に係る温室効果ガス排出量の低減について、設備面での対策は建設後であっても対応できる場合もあるが、建築物自体の対策については設計段階において適切な措置を講じておくことが重要である。できる限り効果的な建物計画における温室効果ガス排出量の低減措置とすること。要は、パッシブな形での建築物の、端的にいえば断熱その他による低減措置を図ることということです。

それから、6番目としましては、その他ということですが、大気、振動、景観、コミュニティ及び地域交通に関しては、特段の指摘事項はないということですが、先ほどご説明いただきました内容に対して、今の審議会にこの委員会のほうからご報告申し上げることは以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。

ただいま準備書、それから安岡先生以外の委員の方も申し上げますと、久保田先生、篠崎先生、住広先生、渡辺先生、そして安岡先生が委員長の委員会で、今ご説明をいただきました委員会意見をおまとめいただいたということでございます。

ただいまご説明をいただきました内容につきまして、ご意見、質問等ございましたらいただきたいと思いますが、まず進め方でございますけれども、事業内容、調査方法等、これは計画書の段階で既に審議をしていただいております。そこで、今、委員会意見等々の中でいろいろございましたけれども、特に10章から13章について章ごとに意見をいただくという形で進めさせていただければと思います。

まず、最初でございますけれども、10章 調査結果並びに予測及び評価の結果について、141ページからでございますけれども、ここにつきましてご意見、質問はございますでしょうか。

なお、先ほどの安岡先生から説明をいただきました委員会意見は、このところにすべて入っております。

いかがでございますでしょうか。

どうぞ、勝野委員。

勝野委員 今、安岡委員長のご報告ありました、ちょっとお尋ねしたいんですけれども、資料4はですね、この審議会の答申は、先ほどのスケジュールでいきますと、昨年9月19日の審議会答申ということでしょうか。調査計画書の技術審議会答申資料4となっていますので。

武井課長補佐 この資料4はですね、前回の計画書のときの審議会での答申でございます。参考までに添付してございます。

勝野委員 ということですよ。その資料4の中間、1のところの下に緑化計画として書いてあって、概要を説明して図面をつけて植栽箇所を明記するというので、それは今出された準備書の16ページでしょうか、そのところが技術審議会、安岡先生のときに出されたということでしょうか。

武井課長補佐 この該当箇所は16ページになります。

勝野委員 それについては、安岡先生の委員会では特段なかったということでしょうね、これでいいという。

安岡委員長 ええ、これでいいと。その結果は一応反映していただいたと。

勝野委員 それで私、担当が植物、植生生態系の緑地計画の部分の者ですので、それまでの経緯はちょっとわからないんですけども、もしそこがあったらお許しいただきたいんですけども、ここに上げられている答申の中での緑化計画というものについてのこの準備書の最終的な表現の方法は、ちょっとややあいまいというふうな感じがします。

つまり、どういうことかといいますと、16ページの図面とその前にあります駐車場の平面図と、駐車場が低層住宅の2階、3階というふうになっています。それで、9ページ、10ページに東断面から南断面もありますけれども、屋上緑化というものをここに反映されているかどうかということですよ。屋上緑化の形態が、これは事務局にもまたお尋ねしたいんですけども、芝生は緑化率に入るんですか。つまり、その緑の内容に関係してきますので。

坂本会長 事務局わかりますか。

これにつきましては、ちょっと申し上げますと、前回のときには緑化する場所というのが全くわからない形になっていて、緑化をする場合、非常に細切れになっていたら、ある意味では効果も低いから、その図面をちゃんと考えて示していただきたいという意見で、あとは、植える植物によっても、またいろいろなあれがあって、芝生なのかどうか、そこについてもしわかるところがあって、かつそれが緑化率に入っているのかどうかということでございますが。

武井課長補佐 事務局としては、いわゆる芝生を含めて緑化面積ということで考えておりますが、詳しい緑の種類については、ここでは述べておりませんので、事業者側のほうでこちらの詳細がもしわかれば答えていただきたいと思いますが。

勝野委員 まだ案件もありますので、私自身としては結構です。この後に、準備書の後で、そういう緑化計画について詳細な検討を重ねるということをつけ加えておいていただきたいというのが1つです。

といいますのは、この準備書の一番冒頭にありますこの事業の目的というところに書いてありますように、これは埼玉県あるいはさいたま市にとっての非常に重要なポイントに位置しているということは、もう自明のこととして、その段階で緑化率20%程度でいいんだという視点、これはアセスの書き方だけ見てオーバーしていればいいんだということで、それは納得しますけれども、しかし事業者側の手法としては、そういうふうな位置からすれば、もっと充実した内容をここに提示すると、あるいは今後検討していくということを明示するほうがいいので

はないかというふうに思います。

坂本会長 ありがとうございます。

これは今、また後で最終的に委員の意見をどう反映させるかというところで、また別途議論をいただきたいと思いますけれども、単純に緑化の面積だけではなくて、面積も多いし、かつそこで効果的なものがなされるような形で詳細に書くように求めるべきだという意見でございます。

どうぞ、そのほかご質問、意見等ございましたら、お願いいたします。

河村委員 質問なんですけれども、最初のほうも後のほうも言われて、変わられたか知っておりませんが、例えば大気汚染なんかでやられたときの車両とかアイドリングとかというのは、特に工夫をしない現状のものを想定してシミュレーションというか、予測されておるといこととでよろしいですか、確認なんですけれども。

事業者 特段、いろいろなパラメーターを変えたりとか、そういう特殊なことは一切しておりません。

河村委員 それでクリアして、なおかつ実際はもう少し工夫をするということですね。

事業者 ということです。はい。

河村委員 わかりました。

もう1点は、381ページ等にあります駐車場での二酸化炭素の排出というのは、これは照明とか、そういう電力を使うような点からの排出なんでしょうか。

坂本会長 いかがでしょうか、全体として駐車する自動車が移動することによる排ガスについての計算だけなのか、それからそこで施設が当然、駐車場が運用されている形によって、電気が使用されたものもそこに入っているものなのかどうかという質問でございます。

河村委員 直接として、CO<sub>2</sub>のガスとして出るものということ、あるいはそこに照明とか、いろいろな多分機器が使われると思いますけれども、機器が消費する電力量を換算されているのか、その辺のところを少し、小さい値ですけれども。

坂本会長 お聞きしたいのは、多分全体として電力のほうとしてCO<sub>2</sub>排出抑制がされていて、排出ガスという形が別個になっているのであればいいけれども、例えば駐車場というところについては、その排ガスとそこで使う施設の電気というものも一緒になっているのかどうかで、多分考え方が違ってくるということで確認をさせていただきたい。もし、その両方が別々になっているのであれば、今の表現方法でいいんだけどということですよ。

河村委員 とにかく、その辺のところちょっと書いてないかと思うんですけれども。

事業者 温室効果ガスの計算の中は、設備に係るものだけでありまして、車両に関するものについては計算の中に入れておりません。

河村委員 ですから、電力とかガスとか、そちらだけで。

事業者 エネルギー関係のほうです。

河村委員 実際の排ガスとか、その辺、あるいはいろいろな施設の場合も、それ以外で場合によれば出るようなことがあるかもしれないというようなことはカウントしていないと。

事業者 そうですね、はい。

河村委員 そうすれば、それはやはり明示しておくべきだと思うんですね、それが全体に影響するかどうかというのは、この駐車場の数値は小さいからわかりませんが、いずれにしてもわかるようにしておく必要はあると思いますし、場合によれば何かコメントを。

坂本会長 だから、エリアとして考えた場合には、そこでは別途排ガス分は、それに乗っかってくるという考え方で考えないといけないということですね。

はい、ありがとうございました。

どうぞ、そのほかいかがでしょうか。

大分、丁寧に説明をしていただきましたので、私たちページを追って行って見ることができましたんですが、逆にその後の審議時間がやや押し寄せになっているということを少し申し上げておきたいと思います。

いかがでございましょう。もし、よろしければ、次の第11章のところへいかせていただきたいと思います。11章は、環境保全のための措置、準備書の429ページ及び12章の対象事業の実施による影響の総合的評価、これは準備書の435ページ、この2つについて、二章につきましてご意見がございましたらお願いいたします。

それでは、13章の事後調査の計画、459ページ以降につきまして、もしございましたら、その前にさかのぼっていただいても結構でございますので、全体、10章から11章、12章、13章というところで質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

どうぞ、勝野委員。

勝野委員 たびたびすみません。私、4時ちょっと過ぎに中座させいただきたいので1点だけ言います。

今の議長がおっしゃった12章の中の景観と、それから風害について関連するんですけども、景観はかなり広域の中でいろいろ評価といいますか、事前評価されています。これはこれで非常にいいんですけども、風害のほうはもう少しミクロにですね、周辺地域ということにいる

いる対応を考えているように事前評価されている。同じ景観という視点で、駅からここへ来るまでの間のこういった全体の緑の景観ですね、それと新しい新事業計画地域の、先ほど言いました広場あるいは屋上、あるいは周辺の街路樹も含めて、そういう周辺の緑との景観的なこともどこかに入れていただければ、非常にありがたいというふうに思います。項目にはありませんが、そういう点の緑の連続性のようなものを入れていただくとありがたいというふうに思います。

坂本会長 ありがとうございます。

どうぞ、そのほかございますでしょうか。

安岡委員 今さらこんなことを申し上げてなんですけれども、事務局にお尋ねしたほうがいいでしょうか。有効数字、特にガスの何ppmというのが数値が5つも6つも並んでいるということについて、非常に私たちは抵抗を受けるんですけれども、騒音や振動のほうでデシベルで小数以下は書かない、そのとおりきちんと整理されておりますけれども、評価の側はせいぜい2けたで規定されて、この準備書について計算すれば平均とか、何か処理すれば出てくるという意味で書かれているのか、保証するというで書かれているのか、そのあたりちょっと作成された側にお尋ねしたほうがいいのか、あるいは市としての準備書の書き方についての技術指針みたいなものとの関連もあるかもしれませんけれども、後でも結構です。

坂本会長 これはやはり作成した側のほうにお答えいただいたほうがいいかと思えます。要は、予想する場合に、それまでの実測値だとか、幾つかそういったものを使って、それにどれだけ乗っかるというような形で影響評価をするわけですから、有効数字が例えばあらかじめ測定されているものが何けたかによっては、何けた以下は計算をしても実は無意味な数字になるわけですね、今有効数字とおっしゃられたのは。そういった点があれば、それは最終的なものとしては有効数字のところだけを示すようにしていただきたいということの、言い方を変えればそういう要望にもなると思えます。

いかがでしょうか、そういったところは。

事業者 特に大気のことだと思うんですけれども。

坂本会長 はい、そうですね。

事業者 測定値は、確かにおっしゃるとおり非常に有効数字は3けたというのはないと思います。計算結果は、通常、3けたであらわすと、もうほとんど現況と変わらないような値になってしまうというのが通常でございます。寄与率というのは1つの指標にもなるかと思えますので、その寄与率を把握できるところまで一応計算上、有効数字1個1個ございますけれども、

そこまで計算のほうではやらせていただいて表記させていただいているつもりでございます。

坂本会長　そういうことであれば、どこかにその注をつけておいていただいたらよろしいかなと思います。例えば、そういう計算をすると影響が非常に小さくなって、実施後も、それからその前も同じような有効数字だけで考えると、同じ数字になってしまうようなケースもあるために、有効数字を少し超える形だけれども、そういう形を考えて書いてあるとかですね、何かそういった表現があればいい。

要は、変化としては、寄与としては少ないということを実際には示すことにはなろうと思いますが、余りにもけた数が多いと、よく私、学生さんに嫌みを言って、昔電卓でいろいろ高いのによってけた数が幾つ出せるかというのがあったころは、随分いい電卓持っているねという言い方をしたことがあるんですが、私たち手回しタイガー計算機なんか使っていると、もう有効数字のところまで計算、以上はもう要らないですよ、そんなのやったら手間がかかってしょうがないですから、そういうけた読みがだんだんできなくなると、ついついそのまま出た数字を書いちゃう場合もあるんですが、今のような寄与率というようなことがあるのであれば、そこまで考えた数字で、ただしそれは有効数字の観点からはどこまでだというようなことを少し説明をしていただくようなことが必要ではないかということになろうかと思います。

そのほかいかがでございますでしょうか。

まず、濱野委員。

濱野委員　先ほど勝野先生から植物の話で風向のことが出たんですけれども、この風の予測は衛生研の地上28メートルの計測値を用いたということなんですが、この数値、28メートルの高さのこの基準データで、この予測評価をされたんでしょうか。

事業者　いえ、これはべき乗則によって高いところの高さまで持ってきて補正しております。そのままというわけではないです。

濱野委員　そうすると、人高の2メートルですとか、1メートルの高さのものも評価の対象にされたということ。

事業者　いや、そこまではしておりません。実際のこの用いている評価基準が5メートルから10メートルの間での評価基準でございますので、そこで風環境がどうかということの評価しております。

濱野委員　わかりました。といいますのは、5メートル、10メートルは確かに樹木にはきくんです。ところが、地上を歩く人のための風ということの予測になると、少しまた変わるのかなという気がしております、その辺についても詳細また設計する段階で検討していただければ

ばというふうに思っております。

坂本会長 今のは、ビル風的な非常に地上に近いところで、ある部分が風速が強くなるようなこと等々についても配慮すべきだ、そういうお話だと思います。

渡辺委員、どうぞ。

渡辺委員 供用後の評価なんですけど、日照だとか何かですと、でき上がればすぐわかる。それは前から大体予測つくんでしょうが、問題は温室効果ガスの排出だとか、運用を始めて最初のころとだんだんと変わってくるというふうな場合に、供用後というのをいつに設定されているのかということをお聞きしたい。

坂本会長 それでは、これも準備書の作成担当からお願いいたします。

事業所 特段、このさいたま市の環境アセスの条例の技術指針並びに手引きにおきましても、供用後がいつかというのは特段明記されていないわけでございます。私ども、大体はもう、いわゆる竣工というか、供用を開始してから半年以上、あるいは大体1年以上というのが大体供用後というような形で、事後調査などでその後の予測評価、結果を検証するというのをやるのが普通になっております。

ですから、明確にいつかということをおっしゃることは規定していません。

渡辺委員 あと、この公表する方式はどんな形になりますか。

事業者 これは事務局さんのほうで。

渡辺委員 実際に運用始めた後、こういうことでしたと、予測はこうでしたとかね、実際はもっと多かったとか少なかったとかということもあるかと思うんですよ。

武井課長補佐 事後調査結果については、同じように公告縦覧いたします。

渡辺委員 それは大体、1年後とか2年後とかという形で。

武井課長補佐 工事に係る事後調査は、もちろん前もって、ですから何回かに分けて縦覧することになりますが、最終的な供用後については、その供用の調査を行った後ということになりますが、温室効果ガスについては事後調査の計画が459ページに載っております。供用後の施設の稼働ということで、事後調査の項目になっておりますので、供用開始後、先ほど事業者側からもありましたが、供用開始後、いわゆる施設の運転が定常状態になったところで調査して、それを事後調査としてまとめるという形になります。

渡辺委員 わかりました。

坂本会長 実際的には、エネルギー使用量の年間の揺らぎ等があるから、多分定常なそこが供用状況に入った後から、例えば1年間とか何かとか、そういうものを算出して出すのが本来

的な話かなというような感じはいたしますですね。

安岡委員 ちょっと補足させていただくと、やっぱり先生ご指摘のように建築物、最近の設備は供用後、学習期間みたいなものを建設側がそれをフォローしていくわけです。そうしまして、できるだけ最適運用ができるような形のプログラムの修正とか、いろいろなことをやった上で定常状態と。だから、供用して物理的に定常になった、さらにそれが運用計画としてきちんとある程度習熟してきたときでは、やっぱり大分違うんじゃないかという、そういうご指摘かと思うんですけども。ですから、そこまで要求するのは難しいかもしれませんがね。

坂本会長 ですから、考え方としては、そこに例えばチャンピオンデータが載っていたとしたら、例えばそこに0.幾つを掛けたぐらいのものとか、逆に排出量が何かだったら1.何倍というようなところまでの揺らぎがある程度のことを想定して考えていかざるを得ない部分があるかと思います。

渡辺委員 私が懸念するのは、私どももそうなのですが、計画して出しっ放しで、なかなか行政がやることは事後調査というのが余りきちんとされない例が多いものですから、ぜひそれをお願いして、特に温室効果ガスの点などは、今までいろいろ予測する方式があったけれども、それが実際にどうなのかと。それがまた次の建物を建築したり何かするときの予測調査に役立っていくと思いますので、ここで予測したのは最終的にはこうでしたということが公にわかるようにしていただければなという希望でございます。

坂本会長 ありがとうございます。

今の話は、環境省の環境アセスメント総合研究会かな、そこで今議論をしまして、まさに事後調査の結果をどういうふうに出すかで、それまでやった調査の仕方がよかったのか、それからその精度がよかったのかということが次にアセスメントをするときに非常に役に立つから、そういうようなものをいろいろな形でまとめて公表するような形でやっていくべきだという意見が、まさに出されているところでございます。

大分、ご意見をいただきましたが、主として勝野先生からいただきました緑化の関係、それから植物とも関係した風のところ、景観の話、それから安岡先生からいただきました全体としてのいろいろな計算をしたところの有効数字を含めた表現のところ、それからもう一つは、事後調査のところをいつごろやるかというようなところについてご意見をいただきました。

もし、このほかにご質問、ご意見等がございませんようでしたら、1点目の議題はここで終了させていただきたいと思いますが、いかがでございましょう、よろしいでしょうか。もしよ

ろしければ、次は議題が変わりますので、少し5分ほど、ちょっと時間は押してございますので、当初10分の休憩を予定していましたが、5分の休憩にさせて再開させていただきたいと思います。

午後4時11分 休憩

午後4時17分 再開

小泉課長 ここから事業所側の出席者がかわっておりますので、司会のほうからご案内させていただきます。

都市計画決定権者として、さいたま市区画整理支援課、事業者として島町西部土地区画整理組合設立発起人会事務局の西松建設株式会社、そして平成都市技研株式会社、株式会社東洋開発コンサルタンツのご担当の方にもご出席をいただいております。出席者のご紹介は、先ほどと同様、出席者名簿をもちましてかえさせていただきます。

それでは、議長、引き続きよろしくお願いいいたします。

坂本会長 それでは、再開させていただきます。

議題の2点目でございますが、（仮称）さいたま都市計画事業島町西部土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書について、まず事務局から説明をしていただきます。お願いいいたします。

武井課長補佐 先ほど同様に、手続状況についてごく簡単にご説明いたします。

資料7をごらんください。

市の条例については、面積が20ヘクタール以上の土地区画整理事業を対象事業として規定しております。この土地区画整理事業につきましては、事業規模面積40ヘクタールでございます。調査計画書については、19年11月20日に受理いたしまして、20年1月21日から約1カ月間、縦覧に供しております。住民からの意見書の提出は、計画書についてはございませんでした。委員会を2回開催していただき、6月5日に技術審議会を開催し、6月20日に審議会答申をいただいております。市長意見としましては、6月23日に事業者あてに提出しております。準備書については、11月28日から約1カ月間、縦覧しております。準備書につきましても同様に、住民からの意見書の提出はございませんでした。事業者の説明会は12月13日に実施しております。公聴会につきましても、公述の申し出がなかったため、中止しております。手続状況については以上です。

引き続き、準備書の内容については、都市計画決定を所管しております区画整理支援課からご説明を申し上げます。

原参事 さいたま市都市局まちづくり推進部区画整理支援課の原でございます。よろしくお願いいいたします。

本日は、お忙しい中、さいたま都市計画事業島町西部地区画整理事業に伴う環境影響評価調査計画書に対する技術審議会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

坂本会長 どうぞ、着席してご説明ください。

原参事 失礼します。

小委員会におきましては、各委員さんから貴重なご意見をいただきましたことを真摯に受けとめ、これからの事業に反映できればと考えております。

本日、ご審議いただきます島町西部地区は、組合施行土地区画整理事業で行う予定でございます。島町西部地区の周辺は、土地区画整理事業によるまちづくりがされた地区に囲まれており、周辺と比較しますと公共施設の整備や生活環境整備など、都市基盤整備がおこなわれている状況となっていることから、これらの整備、改善が必要とされている地区となっております。

このような状況の中、地元ではまちづくりの機運が高まり、組合土地区画整理事業によるまちづくりを行うため、発起人会を結成し、組合設立に向けて取り組んでいる地区でございます。事業中及び事業終了後の周辺環境などに配慮した事業となりますよう、調査計画書に基づき環境影響評価の手続を実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

詳しい説明につきましては、調査委託先であります株式会社東洋開発コンサルタントがご説明させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

坂本会長 どうぞお願いします。

事業者 それでは、ご説明させていただきます。

この緑色の厚いやつ、これが環境影響評価準備書となっております。最初に、目次の部分をごらんいただきたいと思います。

1章、2章、それから3章、4章、それから8章、ここの部分につきましては、昨年度の技術審議会でご審議いただきました計画書の内容とほぼ重複いたしておりまして、若干の修正等ございますが、ほぼ同じでございますので、説明は省略させていただきたいと思います。

それから、5章、これにつきましては計画書についての意見ということで、74ページをごらんいただきたいと思います。

一般市民からの意見はございませんでした。それから、市長意見、ここにつきましては75ページから77ページにわたりましてご意見がございまして、それに基づきまして修正等を行って、きょうの準備書をご用意したということでございます。

それから、9章、これが今回の準備書の本体になるわけですが、大変に厚いものですから、1枚紙の要旨というのをご用意させていただきました。資料5をごらんいただきたいと思います。

A3判の横長の1枚紙でございます。我々は、対象項目として大気から地域交通まで、15項目を選定いたしまして、これについて現地調査、測定、それから予測、そして評価を行いました。結果の要旨をここに書き出しております。

最初に、大気質でございますが、ここでは4つのケースについて予測を行いました。建設機械の稼働時におけるNO<sub>2</sub>はどうなりそうか。それから、資材運搬車両の走行に伴うNO<sub>2</sub>を予測いたしました。それから、3の造成工事時に伴う粉じんについて予測を行いました。それから、供用後の自動車走行についても予測を行いました。

結果としては、いずれも評価基準を下回っていたということで、評価はマルということになりました。これは対策をやらなかったわけではなくて、右側に環境保全のための措置というのがございますが、このようなさまざまな措置を講じた結果、予測値を下回ったということで、評価基準がマルになったわけでございます。

ちなみに、NO<sub>2</sub>は評価基準コンマ04からコンマ06、これは年間98%値ですが、予測結果では最初の建設機械の稼働ではコンマ045ないしコンマ058ppm程度と、資材運搬車両の場合はコンマ045ppm程度と、それから造成工事時の粉じんにつきましては、これは基準というものはないんですけども、道路環境研究所等が出しております目安として10トン/平方キロ/月程度がございますが、我々の予測結果ではコンマ03から9トン/キログラム/月ぐらいの範囲に予測されております。それから、供用時ですが、これはNO<sub>2</sub>ですが、コンマ04ppm程度というふうに予測されました。いずれの場合も、評価基準を下回っておりますので、評価はマルということになりました。

次に、騒音ですけれども、これは本文でいきますと159ページから194ページに書かれておりますけれども、これについても建設機械の稼働時の騒音、それから資材運搬車両走行時の騒音、それから供用時の自動車走行に伴う騒音と、この3つについて予測を行いました。

1番目の建設機械の稼働時では、60ないし76デシベル程度というふうに予測されました。基準は85です。それから、2番目の資材運搬車両走行時では、予測結果は61程度と、基準は65でございます。それから、3番目の供用時ですが、これについては昼間65程度、夜間60程度というふうに予測されました。いずれも基準を満たしております。これも何も対策を講じない場合は難しい部分がございますが、環境保全のための措置というところに書いてございますが、

例えば調整池工事のときには3メートル高さの仮囲いの遮音壁を設けるとかというようにいろいろな対策を講じることによりまして、現在の予測結果が得られたということでございまして、やはり評価はマルということになりました。

振動につきましては、ほぼ何もしなくても評価基準を満たす予測結果になりました。ちなみに、建設機械の稼働時では40ないし65デシベルぐらい、資材運搬車両走行時は現行が30デシベル程度なんですけど、予測では33ぐらいまで、基準は65です。それから、供用時、昼間で47ないし48デシベル程度、夜間で42ないし44デシベル程度、基準は昼間が65で夜間が60です。これにつきましても、一応何もしなくても満たされるわけですが、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避けるとか、幾つかの環境保全のための措置を行うことといたしております。評価はマルでございます。

4番目に、水質でございますが、これにつきましては降雨によりまして激しい降雨のときに泥水が流れ出るのではないかという懸念から行いまして、浮遊物質について行いました。これについては、仮設沈砂池等を設けることにより評価基準を下回ると予測された。基準は180ですが、およそ30分程度滞留させますと、180以下になります。1時間程度滞留させますと、100ppm程度まで下がるという土壌の沈降試験をやった結果、このようになりそうだということでございますので、30分ないし1時間程度滞留できるような仮設沈砂池を設けるということによりまして、評価基準は下回るだろうということで評価はマルということになりました。

水象につきましては、これは調整池の容量の設計をする段階での基準がございまして、950トン/ヘクタールという基準がございまして、この基準が満たされるように調整池は設計されておりました。それから、流れ出ていく側の島川で受け入れるわけですが、島川の許容比流量、これも満たすように設計されております。したがって、評価はマルということになりました。

それから、土壌でございますが、履歴調査、航空写真、それから現地の聞き取り調査等によりまして、土壌汚染につながるような施設があったかどうかという確認を行ったわけですが、そういう情報は得られませんでした。したがって、ないであろうということで評価はマルということになりました。

動物でございますが、動物につきましては哺乳類、は虫類、鳥類、昆虫等々合わせまして351種の生物が認められました。この中で、注目すべき種としてニホンヤモリの存在が確認されました。これにつきましては、保全すべき種について生息環境を可能な限り残存させるというような配慮が行われる計画になっておりますので、評価はマルということになりました。

植物につきましても、333種だったと思いますが、出てまいりまして、そのうち注目すべき種としてキンラン、ギンラン等の存在が確認されました。キンラン、ギンラン、これは写真も出ておりまして、259ページをごらんいただきたいと思いますが、キンラン、ギンラン、シュンラン、タシロランと4つ貴重種という形で出てまいりました。いずれも、これらを傷めないように工事を行うと。また、できるだけ生育地に影響が及ばないように施工をするという配慮が行われております。評価としてはマルということになりました。

生態系につきましては、カブトムシ等の生息環境であるコナラ・クヌギ林等について、実行可能な範囲で事業者が回避・低減の配慮が行われるという、こういう計画になっておりますので、同じようにマルという評価になりました。

10番目に、景観でございますが、ここにつきましては事業実施により景観を悪化させる施設を誘致する計画はないということで、むしろ道路整備等によって視界が広がるとか、明るくなるとかいう形になるのではないかとということで、評価はマルということになりました。

それから、自然とのふれあい、これは本文では294ページからですが、身近な自然である島町自然の森は、事業実施後、民有地から公有地に換地するなど、事業者が実行可能な範囲で回避、低減の配慮が行われているという計画になっておりますので、やはり評価はマルということになりました。

史跡・文化財ですが、これにつきましては国指定、県指定、市指定の文化財はございませんが、埋蔵文化財包蔵地というのがこの地区内にございます。したがって、埋蔵文化財包蔵地の工事に文化財の存在が確認された場合には、文化財保護法に基づく協議を文化財保護課と行って、適切に対応するという、そういう計画になっておりますので、評価はマルということになりました。

それから、廃棄物でございますが、これは計画書の段階で残土といいますが、外に持ち出す土はないという計画になっておりまして、ここでご指摘を受けましたわけですが、その後、事業計画を詰めていく段階で、やはり外部に捨てる土が出てきそうだとということでございましたので、これは307ページからですが、その分の排出量、それから適切にどういう処理をするかというようなことを評価いたしまして、いずれも適切に処理するというふうに配慮されておりますので、評価はマルということになりました。

それから、14番目、コミュニティでございますが、既存コミュニティ施設そのものを改変するという計画はございません。それから、周辺での工事時にアクセスや安全の配慮、これは中に島町自治会館というコミュニティ施設が計画地内にございますので、そこへのアクセス等が

工事によって妨げられないように配慮されているかどうかという点を見たものでございますが、いずれも配慮される計画になっておりますので、評価はマルということになりました。

それから、最後の地域交通のところですが、これは現在いずれも計画地のところで既存の都市計画道路がストップしているというような状態になっておりまして、これがスポンと抜けるわけですので、道路網としては格段に改善されるのではないかとということであります。

それから、そこでの配慮事項としては、小学校も計画地内の中にありますので、そういうところの工事を行う場合、その場合の通学児童へのアクセスへの配慮、それから島町自治会館、先ほどありましたけれども、ございますので、この近傍で工事を行う場合のアクセスへの安全の配慮というようなことが考えられておりますので、評価はマルということになりました。

9章のところは大分端折って申し上げましたけれども、おおよそそういう内容になっております。これが予測評価結果でございます。

続いて、10章でございますが、10章は環境保全のための土地ということで、332ページから各調査項目ごとにざっと列挙してございますが、先ほど要旨の中で1つ2つかいつまんでご説明申し上げましたけれども、ここにざっと並んでおります。

それから、総合評価ということでございますが、11章でございますが、ここでは15項目検討した結果、この事業を行うに当たって環境への配慮がそれぞれの項目について行われているという、そういう総合評価結果となっております。

それから、12章、338ページからでございますが、事後調査の計画ということで、これは予測結果等を踏まえまして、大気質の造成等の工事時のNO<sub>2</sub>、それから同様に騒音、それから振動、これら3項目について事後調査を行ってはどうかという計画になっております。

概要は以上のとおりでございます。

坂本会長 ありがとうございます。

それでは、今準備書について説明をいただきましたけれども、委員会での審議結果について、町田委員長から説明をお願いしたいと思います。お願いいたします。

町田委員長 それではご報告申し上げます。

お手元の資料6でございますが、委員会は2月23日に開催いたしまして、その日にこの結果を踏まえまして委員会意見を取りまとめましたので、これに沿ってご説明を申し上げます。

資料6でございます。委員会の意見でございます。

さいたま市環境影響評価技術審議会から審議を付託された「(仮称)さいたま都市計画事業 島町西部土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書」について、下記のとおり意見を述べま

すということで、まず1番目でございますが、調査結果の概要並びに予測及び評価の結果、第9章に關しまして、まず(1)水質でございます。

工事中の濁水対策について、SS(浮遊物質)の沈降試験結果は流入水を想定していないものであることから、実際の仮設沈砂池では、これよりもSSの除去率が低下することが考えられる。工事中は降雨の状況に応じ、排出水の状態を随時確認し、濁度が増加した場合には適切な措置を講じること。また、沈降試験結果にSSの分析方法を追記すること。

(2)植物でございますが、現地調査によってキンラン、ギンラン等の希少種が確認されている。これらの生育地が造成区域から離れていたとしても、区画整理の実施によりその生育地周辺の環境が人口の増加を伴い大きく変化するため、貴重種の生育に対する影響は少なくないものと考えられる。したがって、継続して貴重種の生育状態を監察することが必要であり、年1回程度の調査を実施することが望ましい。また、造成工事の施工の際、工事区域においてこれらの貴重種が確認されることも考えられるため、ミティゲーション等の方策についてあらかじめ検討すべきである。

(3)景観でございます。予測に基づいた「現状」と「事業完了後」のフォトモンタージュの構図を同一のものとすること。事業完了後のフォトモンタージュは、「植物」における「緑の量」の評価結果と整合を図ること。

(4)史跡・文化財でございますが、埋蔵文化財包蔵地を含む区域の造成に当たり、試掘調査を行う際は、正確性と被検率を確保するため、テストピット方式など最新の手法を用いることが望ましい。

(5)コミュニティにつきましては、都市計画道路により区画整理地内のコミュニティが分断されるおそれがある。町内会や組合、あるいは地域伝承のお囃子や芸能など、この地域で構成するコミュニティに与える影響についても、可能な限り評価の対象とすること。

(6)共通事項としまして、各調査項目の予測結果及び評価結果については、次項の「環境保全のための措置」及び3項の「対象事業実施による影響の総合的な評価」の指摘事項に対する検討結果を踏まえ、必要に応じて記載内容の見直しを行うこと。

その他といたしまして、以上のほか、大気、土壌、動物、自然とのふれあいの場、廃棄物等及び地域交通に関しては、特段の指摘事項はないということでございます。

それから、大きな2番目で環境保全のための措置〔第10章〕でございますが、次に例示するとおり、抽象的な記載については、環境保全のためにどのような対策を講じ、どのような施工方法を採用するかなどを示すことにより、できる限り具体的な記載内容に改めること。

まず、1番目として、ニホンヤモリの生息を維持するため、餌となる昆虫類の生息環境の確保に努める。アンダーラインで書いてあるんですが、そういうふうにすると。

それから、2番目、タシロラン、キンラン、ギンラン及びシュンランの生育地付近で工事を行う場合は、生育地に影響が及ぶことのないよう施工する。

3番目に、カブトムシの生息環境であるコナラ・クヌギ林は可能な限り保全するよう配慮するとございます。

その次、第11章のところでございますが、対象事業実施による影響の総合的な評価につきまして、本事業の実施により道路の建設など土地利用の形態が大きく変化することから、多少なりともさまざまな環境影響が想定されるはずである。したがって、「選定した環境項目に係る環境要素に影響を及ぼすおそれはないものと評価される。」との記載は、正確な評価とは言いがたい。総合的な評価に当たっては、将来にわたって影響が想定される環境項目ごとに今後の課題を整理し、それに対する環境保全措置を十分に検討した上で評価を行うこと。

4番目として、今後の課題といたしまして、(1)道路計画について。区画整理事業でございますので、それにつきましては道路計画が大変重要である。本事業計画は現状を優先したものであることから、L字型・U字型の道路が多数残っており、区域の分断を解消するものとはなっていない。将来の住民の住みやすさ及びコミュニティの醸成という観点から考えれば、これを解消するような道路計画が望まれる。

(2)緑地の保全について。将来にわたり屋敷林などの指定緑地を保存していくためには、税制面での優遇措置を設けるなど、所有者に対してインセンティブを与えるような政策の推進が期待されるということで、この最後のところは必ずしも環境影響評価の件ではございませんけれども、このような意見を伺ってございます。

以上でございます。

農村の集落で、ある意味では乱開発されるところを区画整理するということでございますので、大分しっかりした道路が入ってしまうんでございまして、ある意味本当に、一部書いてございますが、大分様子が変わってしまうんでございまして、その辺のことについてまた改めてご配慮いただきたいということをお話ししてございます。よろしく願いいたします。

坂本会長 ありがとうございます。

ただいま町田委員長から説明をいただきましたけれども、こちらのほうの委員会は久保田先生、小松先生、篠崎先生、濱野先生、渡辺先生、そして町田先生が委員長をお務めいただいた委員会で、今委員会の意見をご説明いただきました。

それでは、先ほど準備書について説明をいただき、また今委員会意見につきまして説明をいただきましたので、あわせて意見、質問等ございましたら、お願いをしたいと思います。先ほどと同様に少し場所を区切ってご意見をいただきたいと思います。

まず、第9章の調査結果の概要並びに予測及び評価の結果、この準備書で109ページからのところでございますけれども、意見、質問等ございましたらお願いいたします。

なお、委員会意見は先ほどの水質、植物、景観、史跡文化財、コミュニティ等々でございました。

いかがでございますでしょうか。

どうぞ、渡辺委員お願いします。

渡辺委員 ただいま町田委員長から説明がありましたので、前の委員会でこれを議論したときに申し上げたのは、内容は町田先生が言ったとおりなんです、特にその委員会で問題になったのは、この準備書の中で問題ないというのは、問題はあるんだと。区画整理というのは、そもそも問題あるんだ、そのスタンスに立ってほしいということなんです。

ですから、それをどういうふうに区域、地域を誘導していくかということについて、この準備書の中では道路が通ってきれいな住宅地がバンバンできると、それでよろしいという何か趣旨で書かれているけれども、私どもが議論した中ではそうではなくて、もっと現在の自然環境豊かな状態を保全してほしいということが今の町田委員長の議論でありましたけれども、それがこの準備書に抜けているのが一番大きな問題ではないかということちょっと強調したいと思います。

坂本会長 ありがとうございます。

これは今、町田先生から説明をいただきました対象事業実施による環境の総合的な評価、このところの補足説明ということであろうと思います。

要は、いろいろな環境を改善するときに、私たちは社会的なやや便宜を図るためというか、そういったことによって一部の自然環境をトレードオフの関係で少しずつ改善をしていっているところがあるわけで、そういった部分についてやはりわかるような形で書いて、必ずしも区画整理はすべていいんだということではなくて、そういうものの一部犠牲というか、一部を我々はそういったものが少し悪くなるんだけれども、また別の便宜の部分をやっているんで、できるだけそういうものは考えて残しておくべきだというような考え方がその中から読み取れるような表現を残しておくべきだと、そういうようなご意見であったというふうに思います。

どうぞ、そのほかご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

どうぞ、お願いいたします。安岡委員。

安岡委員 この土地区画整理事業そのものの計画について、この審議会では口を挟むことは余りできないのかなとは思いますが。要は、環境影響評価という視点に立っての話だと思んですが、現状、ミニ開発されて宅地ができていて、そういうものをどの程度残しながらというか、区画整理されているのか、どっちに重点を置いているのかがよく読み取れないという感じがいたします。それがひいては環境の保全ということにもつながってくると思いますが、例えば5ページで見ますと、明らかに面積的には宅地の合計数は減って公共用地がふえ、あるいはそういった公園等による環境保全もなされているという部分、基本的な方向性は見えていますが、具体的にかなりこう先ほどの委員会でご検討いただいたことは、ミクロに点在しているいろいろな自然の資源といったものが保全をする必要があるということに尽きていると思います。

そういった意味で、ちょっとこの全体の計画について、もう少し何かわかりやすいご説明がいただけたらと思ったんですが、実際に6ページにあります絵を見せていただいても、具体的にこの中にどういうふうに最終的に宅地等が張りついていくのかというのが直接的には見えないうように思うんですけれども、要するに小さなミニの宅地についてはそのまま残して、それ以外のところを割り振っているのか、そこらあたりがどうなんでしょうか。余りこういうことを細かく申し上げてもしょうがないかもしれませんが、要はこの審議会として口を挟める余地は、区画整理事業そのものの計画性については余りできないと思うんです。そういった意味で何か、だけれども事業計画そのものがやはり環境保全には直接的に大きなかわり合いを持ってくるとすれば、何かこう計画ありきでそれが影響評価を行っても大丈夫だというようなストーリーをなかなか覆せない、できないというところが大変まどろっこしい感じもいたしますけれども、済みません、余りどうしようもないことを申し上げてしまったような。

坂本会長 ありがとうございます。

どうぞ。

町田委員長 恐れ入ります。準備書の今、安岡先生からご指摘がございました5ページ、6ページ、7ページをごらんいただきますと、例えば7ページ見ますと明らかでございますが、もう周辺はすっかり住宅地として開発されているのに、この区域だけが昔のまま残っていると。そのところに、周りからも攻められてしまっているところがございますが、広い道路をドンと通してしまうということになるわけでございますが、そういう意味での構想ではよくなるわけですが、本当に明らかに昔ながらの小さな集落は消えてしまうわけなんです。

しかし、そうはいいながら、極力できるだけ手つかずに残したいという、ちょっと私どもの気持ちなどがあったりして、あんなふうな物の言い方しかできておらない状況でございます。

しかも、緑を残そうといたしましても、基本的には全部民有地でございますので、なかなかそのところがむずかしゅうございます。先ほど出てまいりましたキンラン、ギンラン、タシロランなんかも、みんな民有地に生えているような形で、ですから先ほど木を手つかずということで今お話が進んでございますけれども、残すようお願いするしかないという、そういうことなものですけれども。

それから、渡辺先生がかなり何度もご指摘いただきましたけれども、全体的な屋敷林の緑をしっかりと残したいわけでございますが、それは多少我々としては言えるだけのことは言ったんでございましょうかね。

渡辺委員 ちょっとあれですけれども、これまでここには保存緑地というのがあるんですよ、私有地ですけどね。ですから、緑の量というのは、確かに5ページのところの、いわゆる公有という面ではふえたり何かしてるんですが、実質的にはやっぱり減ると、それはもうその前提でそれはしょうがないと、ある意味ね。しかし、なるべく減らす量を少なくしようと。それは、確かにこの委員会の性格ではないですけれども、私どもの気持ちとしては、そうあってほしいということをお願いを込めて議論していたということでございます。

安岡委員 例えば、4ページにある航空写真でしょうか、これで見るととても緑がたくさん固まりとしてあるわけですが、これが周辺と同じように開発されてしまうと、こういうことですよね、結果的に。済みません、何か。

坂本会長 今のお話は、非常に精神論の話と、幾つかどう考えていったらいいかという部分があって、1番は先ほど安岡先生がおっしゃられたように、ミニ開発が放っておいて進む場合と、それからある程度の区画整理なり何かをして、そういったミニ開発を抑え、どこかに緑を多少集中させる。その一方では、そういったものをやっていく過程で失われていく緑とのバランスをどう考えるかという話になって、その一方で、先ほど緑地は、公有緑地はふえるけれども全体としては減るかもしれないというのは、将来にもわたって緑地として保存される可能性の高いところをある意味ではふやすというのは公有緑地だと思ふんですが、その一方では、その公有緑地にかかる費用と等しいものを民有地に何らかの形で与えることによってというのが、多分この委員会意見の最後に書いてあるインセンティブを与えて、何かできないだろうかと、そういったところが入っているんだと思ふんです。

ですから、かなり考え方に相当するところは書かれているんですが、具体的にそれを非常に

この審議会のところで言うことによってできる効力があるところと、そうでないところに非常に難しい部分はあるわけですが、やはり委員会でご議論をいただいたところは、いわばそれが拘束力をどの程度持つかは別として、少なくとも行政を担当する方々、こういう方法がより望ましいから、できるだけそういうことを考えながらやっつけていこうという部分が後に残るような形で、多分この委員会のところではお書きいただいたんだというふうに理解をしたいと思います。

どうぞ、関連してご質問、どうぞ河村委員、お願いします。

河村委員 今までの議論にもかかわるんですけれども、ちょっと先に行くかもしれませんが、12章のところでも事後の調査項目というのをほとんどなされないということなんですけれども、先ほどの植物の話、あるいは生態とかということについて、ある程度は調べておいてどう変わったか変わらなかったかということは、やはりするべきことではないかなと思うんですけれども、ほとんど何もされないというと、ちょっと疑問に感じるんですよ。これどちらにお聞きすればいいのかわからないんですけれども。

坂本会長 事務局お願いします。

武井課長補佐 委員会意見の中で、植物、貴重種については事後調査も現実的には年に1度の確認という形でご意見をいただいていますので、現実的には事後調査の対象に加える方向になると思います。また、工事中において発見された場合の移植についても検討するような形になると思っています。植物についてはそういう形で。

ただ、動物等につきましては、今回ヤモリが発見されておりますが、なかなか事後調査の対象とするのも難しいのかなとは考えております。むしろ、供用後の自動車交通に伴う騒音等が結構基準と近接しているところがありますので、そういったところもどうか、必要かなとは考えておりますが、現実的にはご意見に沿いまして、植物については事後調査に含めるような形で区画整理支援課と調整しております。

坂本会長 ありがとうございます。

今、河村委員、それから事務局のほうからお話がありましたけれども、先ほどの準備書に対して今後どういうことをさらに検討していくべきだということを申し上げるのが、この委員会の役割でございますので、今の植物のところにつきましては、この委員会意見というところに結果的には事後調査をやっていくことが望ましいということが書いてございますので、多分この後考えていく段階では、その事後調査のところには植物というところには入ってくるであろうということと考えられると思います。

そのほかも、いろいろな状況を考えて、例えば幾つか動物等もございましたけれども、そういう生息環境の確保だけで維持することが難しい可能性があれば、そういったところについても例えば事後調査をやるべきだという形の委員会の意見という形で出すことはできるというふうに思います。

どうぞ、安岡委員、お願いします。

安岡委員 今の事後調査のところ、工事中の騒音、振動に丸がついているんですけども、これは地域全体で見たときにある部分で工事が行われたときに、その周辺で騒音、振動をはかるということはほとんど意味がないんじゃないかと思うんです。予測との対応は、ある程度できるかもしれませんが、先ほど会長さん言われたように、むしろこれだけの地域に大きな道路を通して、いろいろなことを計画しているわけですから、それによって将来でき上がる環境が騒音的にどんなものになるかという意味で、供用後の測定がむしろ望ましいのではないかという気がいたします。

坂本会長 ありがとうございます。

今のところは、例えば非常に大きな工事をして、その結果としてある部分に何か地盤の関係とか何かで振動が影響してくるような場合だったら、それが事後調査という形で必要になるのかもしれませんが、今の建設機械の稼働でしたっけ、そこであれば果たしてそういうことにやるよりは、別のところでやるべきところをやっていただくような形のほうが、逆に望ましいのではないかと、そういうお話をいただきました。

今、9章についてご意見をいただいていたわけですが、既に事後調査のところまで入ってございますので、第10章 環境保全のための措置、それから11章 対象事業の実施による影響の総合的な評価、ここにつきましては委員会の意見のところ、非常によく考えてほしいというようなところが書いてございました。

それから、12章の事後調査の計画、これにつきましては今植物に関連して委員会の意見がございました。

ここまで入ったところで、意見をいただきたいと思います。

いかがでございましょう、どうぞ久保田委員、お願いします。

久保田委員 私、小委員会の委員なんで申しわけないんですけども、335ページの景観のところなんですけれども、10.10ですか、335ページの景観のところの2番目に、圧迫感を与えないよう高層建築物は誘致しないという表現があるんですけども、これ誘致しないというのはどういう意味ですかね。区画整理事業ですので。

事業者 すみません、誘致する計画はないという、そういう意味でありまして。

久保田委員 だから、それはつまり保留地に誘致はしないということなのかもしれないんですけども、大事なのは要するにこれは用途地域がかかるわけだから、それが決まると容積を超えた建物はもともと建たないわけですよ。これ誘致しないということは、例えば地区計画か何かで用途地域で認められているけれども、それ以下、それ未満の建物の高さに抑えますということを言っているのかどうか、そこがちょっとはっきりしないなと思ったんですけども。

つまり、これ都計で沿道は第一種住居だから、それなりに高いもの建ちますよね。だから、それをあえて地区計画で抑えようという意図を持って、こういうことになっているのか。ちょっとこの誘致しないという表現では、そこが何というか、表現し切れていないように思うんですけども、いかがでしょうか。

坂本会長 いかがでしょうか、事務局のほうから今の関係で。

武井課長補佐 おっしゃるとおりですので、これについては表現を見直すという形によろしいですかね。

久保田委員 あわせて、例えば290ページにモンタージュ写真があるんですけども、大体こういう景観になりそうな感じですよ、両側にマンション建っていて。仮に、ここにですね、第一種住居で許される範囲の割とけばけばしい建物が建ったり、変な看板が出たりというのは、この沿道の景観を相当阻害しますよね。

だから、何というのかな、環境アセスとして、この地域の景観がどう変わるかということを超えた話かもしれないけれども、新たに建つ建物なり看板が、新たにできる景観をいいものにするかどうかというのは、やっぱり市民としては非常に関心があるところだと思うんですけども、例えば看板に対して地区計画みたいなことをかけるのかどうかとか、その辺、そういうことが先ほどのところに沿道環境、沿道景観の保全に努めるみたいな表現があると、非常に安心するんですけども、そこまで踏み込んで書いていただけるかどうか、ちょっとお尋ねしたいなと思うんですが。

坂本会長 いかがでしょうか。

多分、今のところについては、地域住民が今、久保田先生がおっしゃられた地域計画、地域協定、そういったものを結んでやっていく形になればいいんですが、そうでない場合はそういうようなことを例えば情報なり何かを流して、何か全体としてそういうことをやることによって、いい景観が維持されて、住民、市民にとってもいいんだよというようなことをこちらから情報なりデータなりを流すことによって、そういうものが維持されるよう促すのか、何かちょ

っとそういうようなことが書き込めれば、今の久保田委員のようなものというのは活かされるかと。ただし、それが私、地域計画とか地域協定とか、まさに住民の権利を逆にそれは書き方によっては縛ることになるわけで、なかなかそこまでは書き込めないものをどういうふうにするかということをやっと申し上げたんですが、何か考えつくことが今ありますか。

事業者 事業者側として、実は島町西部地区と言っている、「西」と言っているのには、つまりここに反対に東部地区というのが今までありまして、この地区が10ヘクタールぐらいで事業が今終わったところなんです。当西部地区の東側に張りついたところがありましてですね、実はここで地区計画が東部地区は導入されておりまして、できればその西部地区も事業の進捗に合わせて、そういうような勉強会をやって、地区計画が導入できたらいいのかなと。それは、地権者さんの皆さんの賛同を得なくちゃいけませんけれども、そういうのは理事会なんかで対応していければいいかなと思ってはいるんです。そこまで皆さん、地権者には言っていないんですけども、東部地区でやっていますので、そんなに無理ではないのかなとは思ったりはしております。その中で、景観のコメントも入れられれば一番いいんでしょうけれども、どこまで入れられるかは今後の宿題ということになるのかなと思います。

渡辺委員 今のところでですね、335ページの景観のところの高層建築の下の明るい町並みとなるように配慮する、これはこの前の小委員会の私ども委員では、ほとんどこれには反対ですね、明るくというのはみんな緑を切り払ったら明るくなるんですよ。何か勘違いしているんじゃないかなと。いやいや、これは準備書に書いてないだけなんですけど、何か新しい景観とこれをつくられたコンサルの方の感覚は何というんだろう、変わっているんじゃないかな、一昔前の景観を皆さんは当たっているのかなと。290ページのこの写真でも、随分この前の小委員会では議論になりましてね。何かこういうようなまちをつくりたいのかと、緑をみんな切り払ってね、住宅地にすれば、それでいいのかという議論があったわけですよ。ですから、その辺も考えながら、特にいわゆる地域協定で何とかやれるんだったらば、緑の量というのはやっぱり非常に大きい問題だし、その緑の量がなければ、自然の貴重動植物を維持することもできないわけですよ、それにつながるわけですから、ちょっとその辺を全体として配慮していただければなど。

具体的には、私どもの小委員会の委員会意見で出ているわけですが、340ページのところの植物のところの話がありましたけれども、景観のところも事後調査項目から除外すると。これは私ども小委員会の意見を入れれば、こういう結果にはならないと思うんですが、景観は変わるわけですよ。だから、もう最初からこういうスタンスでいるというのが、この準備書をつく

った段階から何かおかしいんじゃないかなという気が私どもはちょっとしていたわけです。景観は変わるわけですから、どう変わってどうなっていくか、まちがどうなっていくかというのは景観に反映されると思うので、それを除外しちゃったら何が残るんですかということになると思うんです。これは、私ども小委員会の意見を入れていただければ、これは変わるものとは思っているんですが、ぜひこの辺も配慮いただければと思います。

坂本会長 ありがとうございます。

どうぞ、そのほかご質問、ご意見ございますでしょうか、全体にわたってで結構でございます。

はい、どうぞ。

篠崎委員 景観のところばかり言って恐縮なんですけれども、一応景観を専門としておりますので、一言申します。

先ほど、335ページの景観の環境保全の措置というところで3つあって、2番目と3番目については今ご意見が出されましたが、一番上の1行目の周囲の環境と調和するよう、景観緩和に努めるという、この「景観緩和」という言葉が私はわからない、使ったことがないし、見たことがないんです。私は市街地の景観を専ら専門としていますので、ひょっとしたらアセスのほうでは一般的な用語なんだろうかというのを、まずちょっとそれを確認したいんですが。

坂本会長 どうぞ、事業実施者のほうからお願いします。緩和というと、何か景観は少しどうでもいいというか、緩めるような話になってしまうような印象があるんで、そういう用語について何か定義か、こういうことを見せるんだというのがあれば、それでいいと思いますけれども、そうでなければ本来的に言おうとすることがどうであってということでご説明をいただいて、最終的にはご検討をいただくということになるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

事業者 景観緩和ってちょっと言葉が足りなかったようなんですが、結局、計画地の周辺というのはもう市街化されておりまして、そこと大きく変化が、例えば何か大きな、先ほどもありましたように高層建築だとか何かが建ったりなんかして大きな変化がないような、周りと余り変わらないように見える景観となるように努力しようと、そういうようなことで景観緩和というような言葉を使ったところでございます。

坂本会長 それは、そういう意味で使われる用語ということでしょうか。多分今、篠崎先生から質問があったのは、それも含めてだと思いたすが。

事業者 いえ、周辺の地域と大きく変わることはないような感じで、この事業をやっていき

たいというような意味合いです。

町田委員 その周囲の環境と調和するように努めるでいいんじゃないですか。

坂本会長 そう。だから、景観緩和という言葉が入っていないほうが、違和感は覚えなくて理解できるというふうに思いますが。

はい、どうぞ。

篠崎委員 ついでに提案させていただきますと、先ほどの例えば地区計画をやっていくとかですね、建物の場合はできてしまうと10年、20年、もっと残りますから、やっぱり間違ったというんですか、好ましくない景観になる前に、そういういろいろなアクションを、これは都市計画の話かもしれませんが、やっていっていただきたいという思いもあって、多少積極的な意味合いを出すのであれば、景観形成に努めるとかですね、そういうふうにしていただくのがよろしいんじゃないかと思います。

坂本会長 ありがとうございます。

どうぞ、そのほかいかがでございましょうか。

河村委員、どうぞ。

河村委員 先ほどと同じところで恐縮ですが、12章の除外をする項目及びその理由というところを見ましたところ、例えばコミュニティのところの自動車交通の発生というところで、「本事業により供用後に特別な施設の建設や整備は予定されていないため、交通量が大幅に増加することは考えられない」と書いてありますけれども、道路そのものをきちんと整備するわけですから、本来交通はふえるんだと思うんですよ。

ですから、例えばこういう同じようなところ、ほかにも多々あると思うんですけれども、事後評価というか、あるいは事後に本当にここに書かれているようなことが成り立っているかどうかというチェックは、やはりすべきことではないかと思うんです。というのは、今後ほかの同じような開発をするときにも、こういうことが成り立つかどうかというのは、やはり市としてもきちんと評価しておかれる必要があるんじゃないかということで、事後評価にするのか、あるいはモニタリングすると言ったらいいのか、何か少し手当てを考えないと、余りにも何かやりっ放しという感じの印象を受けざるを得ないという感じがします。

以上です。

坂本会長 ありがとうございます。

全般に、やや断定的にかなり書かれていて、大きく区画整理をやった場合に「全体としての環境が改変することによってどうなるから、そういったところにも配慮する」とか、そういう

言葉であればわかりやすいんですが、やや「全然問題は発生しない、起こらない」という感じで書いてあって、もう最初から何かを検討しなくてもいいんだよと言ってしまう部分がありそうだというのが、今の河村委員の意見かと思います。

武井課長補佐 事後調査につきましては、ご意見を踏まえまして、区画整理支援課と再度、どういう項目をやるべきか、事務局と検討させていただきたと思いますので、よろしくお願ひします。

坂本会長 ありがとうございます。

もう全体として、特に区画整理のような事業の場合ですと、大きく行政がかかっているとこるでもありますので、よりそういったところに配慮した書き方が望まれるところではないかというふうに思います。

それでは、ご意見いただきましたけれども、何かそのほかございますでしょうか、いかがでございましょう。

よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

渡辺委員 これは、またしつこいですけれども、小委員会でも私たびたび申し上げたんですが、きょうは局長、部長さんもいらっしゃるんで、ぜひあれなんです、ここで区画整理されると私、実は今農家やっているんですけども、農地がどんどんと転用されると。これは、ある意味では区画整理事業というのは、1つは宅地をふやしていくんだから当然なんだというのがある意味では市内の区画整理をしていく人たちの論理だと思うんです。それによって税収が上がって、市としても望ましいんだということになると思うんです。

ただ、実はその土地を売っていく農家にとっては、痛しかゆしなんですね。宅地にすると、固定資産税が上がったり、相続税が上がったりして、逆に農家としては困ってしまうことも多いんです。ですから、市としては宅地にして税収上げたいという要望はあるんでしょうけれども、農家としては可能ならば農地に残したいという人がいっぱいいるわけです。それによって資源景観が維持されたり、いろいろな意味でいい効果もあるんですね、市民農園がふえたりとかですね。

そこで、やっぱり私ある意味では、農家が農家を続けられるようにしてもらいたい。それはなぜかという、いわゆる農家を続けるために農地、あれは免税、何というんですか、例外規定なんですね、市街化区域内の農地というのは。あれは目こぼしでやっているようなものですから、農家はいつもびくびくしながら農地を持っているわけですよ。何か言われたらば、変え

なきやいけないわけです。ですから、何もつくっていなくても、トラクターでせっせせせと  
かんまわしてやっているわけです。へたなちょっと何か建てる、おまえ農地じゃないだろ  
うと言われるわけですね、これ宅地なんだから宅地の税金にかけるぞと言われると、しょうが  
ないから農家は、じゃアパートでも建てるかということになっちゃうわけです。

ですから、やっぱり市の方針をちょっとそこで考えてもらいたいなと、環境サイドですね。  
少々の例えばうちなんかでもケヤキがあつたりすると、これは農地じゃないだろうと言われる  
わけです。そうすると、ケヤキを切るか転用するかということになるんですね。だから、そこ  
の辺の何か市全体として、緑は維持しなさいと、逆にただ農地は農地できちんとしなさいと。  
そうすると、その矛盾があるわけです。ですから私は、できれば、農地転用というか、それを  
大目に見てあげて、緑地であればなるべく緑地を残すような方策をさいたま市として講じても  
らいたいなと。

特に、この地域はもうこの辺で最後ですね、航空写真で見てもわかるように緑地の率は多  
いところですよ。ここはやっぱりいくらかですね、その辺で大目に見てあげられればなと思  
います。ちょっと私の実感を込めて、これとてもじゃないけれどもあれですが、ぜひそういう方  
針で、方向でやってもらえればなというふうに、農家の立場からして思います。

坂本会長 ありがとうございます。

今のお話は、例えば水田があることによって、遊水池の効果があつたり、生態系があつたり、  
そういうものがある意味では区画整理をされて、いろいろな形で用途が変わっていく、もしく  
はそうでない形になっても、かつてあつたような遊水池の機能とかが失われていくと、今度は  
別の部分で金がかかるんですね、堤防を充実しないといけないとか。そういうような効果のあ  
るところも考えたら、都市部にそういう農地がある割合、あってもむしろ別の効果のほうで逆  
に恩恵をもたらす部分もあるかもしれないんで、そういったところも考えられるようなもの  
になっていけば、非常に今後のことを考えた場合いいのかなという要望であつたというふうに聞  
かせていただきたいと思います。

この中は、もう既にいろいろ委員会等々で出た意見の中で、そういった精神は書き込まれて  
ございますので、書き込むところがどういうふうに見えるかは、やや難しい部分もあるかと  
思います。

それでは、今2つの議題について、きょう委員会の意見としていただいたもの、それからき  
ょう各委員からいただいたもの、これについてのまとめ方でございますけれども、これまでに  
ならいまして、私のほうと事務局で整理をさせていただき、場合によってはご発言をいただ

た先生にこういう意図でいいかという形でお聞きすることはあろうかと思いますが、いずれにしろ最終的にまとめて出さなければいけない日が比較的近くになってございますので、今のような形でご了解をいただければ、そうさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

ありがとうございました。

そういたしましたら、3点目でございますけれども、その他について事務局から何かございますでしょうか。

市川主査 事務局から2点ほどお知らせがございます。

1点目が会議の議事録についてですが、本日の会議の結果につきましては、さいたま市審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、公開することになっております。そこで、議事録案がまとまりましたら、委員の皆様にご確認のご依頼をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

2点目ですが、任期満了に伴う委員の改選についてお知らせいたします。本審議会委員任期満了に伴う委員の改選につきまして、現在第3期の技術審議会の委員といたしましてご指導をいただいているところですが、本年7月7日をもって2年を迎えることになり、任期が満了となります。

そこで、時期、4期目となりますが、委員への就任依頼、手続等の準備が整い次第、改めてご相談等も含めましてご依頼をさせていただきたく考えております。現在の委員の皆様には、引き続きお引き受けいただければ、大変光栄に思っておりますが、改めてご相談、ご依頼のほうはさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上です。

坂本会長 ありがとうございました。

これまでのいろいろなものにつきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

市長への答申は、いつまでにそれぞれやるんでしたでしょうか。たしか、割と近かったと思って、先ほど申し上げたんですが。

市川主査 第1案件につきましては、市長意見が5月16日です、新都心のほうが。第2案件目の島町区画整理のほうは5月29日までとなっておりますので、大変ちょっと新都心のほうが期間も短いもので、早急に読み込みさせていただきたいと思っております。

坂本会長 そうというような事情でございますので、先ほど申し上げたところでご了解をいただきました。ありがとうございました。

もし何か委員の先生方、何かご意見とか質問等がございませんでしたら、きょう予定いたしました議題は、これで以上でございます。幸い、最後のほうで時間を少しスピードを上げましたので、3時間の予定がちょうど今なったというようなところかと思えます。ご協力をいただきまして、どうもありがとうございました。

小泉課長 坂本会長、委員の皆様、長時間にわたりましてありがとうございました。本日は、特に委員の皆様から熱い思いを語っていただきましたので、事務局といたしましてもできるだけこの皆様のご意見を反映して、市長意見を取りまとめてまいりたいと思えます。ありがとうございました。

では、以上をもちまして、第13回さいたま市環境影響評価技術審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午後5時31分 閉会